

大口町地域防災計画 資料編

(令和5年度改訂)

大口町防災会議

大 口 町 地 域 防 災 計 画

資 料 編 目 次

第 1 章 総 則

S1-01	防災関係機関.....	S1-1
S1-02	過去の主な風水害.....	S1-2
S1-03	東海地方に影響のあった主な台風	S1-10
S1-04	愛知県に被害のあった過去の主な地震	S1-20
S1-05	近年発生した主な地震	S1-20
S1-06	地震調査研究推進本部による活断層の長期評価	S1-23

第 2 章 災害予防計画

S2-01	防災訓練の種類・内容	S2-1
S2-02	啓発の内容.....	S2-2
S2-03	広報の内容.....	S2-3
S2-04	児童生徒に対する地震防災教育の内容	S2-3
S2-05	自動車運転者に対する地震教育の内容	S2-4
S2-06	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	S2-5
S2-07	避難誘導等に係る防災上重要施設管理者の留意事項	S2-9
S2-08	大口町避難所及び緊急避難場所等	S2-10
S2-09	重要水防箇所.....	S2-11
S2-10	被害区域想定（木曽川）	S2-12
S2-11	被害区域想定（新川・新郷瀬川）	S2-14
S2-12	被害区域想定（入鹿池）	S2-15
S2-13	被害区域想定（地震）	S2-16
S2-14	地震発生時に通行を確保すべき道路	S2-17
S2-15	ガス事業者の応急復旧体制の整備	S2-18
S2-16	通信事業者の防災対策	S2-19
S2-17	災害時の伝言サービス	S2-20
S2-18	専用通信確保にあたっての留意点	S2-21
S2-19	指定文化財一覧.....	S2-22
S2-20	大口町消防団保有消防力	S2-24
S2-21	雨量観測施設、風向・風速観測施設	S2-25
S2-22	消防水利設置状況.....	S2-25
S2-23	丹羽広域事務組合消防本部通信系統図	S2-26
S2-24	浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設	S2-27

第3章 災害応急対策計画

S3-01	気象等に関する予報警報等の種類と発表基準	S3-1
S3-02	避難情報.....	S3-5
S3-03	災害時優先電話一覧	S3-6
S3-04	防災行政用無線局配置表	S3-6
S3-05	非常通信.....	S3-7
S3-06	伝達の対象となる被害と伝達内容	S3-8
S3-07	県及び消防庁への連絡先	S3-9
S3-08	愛知県災害対策本部尾張方面本部の連絡先	S3-11
S3-09	防災活動拠点の区分と要件等	S3-12
S3-10	南海トラフ地震における広域受援計画に定める 防災拠点の種類と機能	S3-12
S3-11	自衛隊災害派遣の活動範囲	S3-13
S3-12	着陸帯設定時における留意事項	S3-14
S3-13	保有車両.....	S3-17
S3-14	水防施設設備.....	S3-18
S3-15	電力事業者の電力施設対策	S3-19
S3-16	ガス事業者のガス施設対策	S3-21
S3-17	LP ガス事業者のガス施設対策	S3-23
S3-18	災害救助法の適用基準	S3-24
S3-19	応急仮設住宅の建設方法	S3-31
S3-20	障害物の除去.....	S3-32
S3-21	被災住宅の応急修理	S3-33
S3-22	被害認定基準.....	S3-34

第4章 災害復旧・復興計画

第5章 避難所運営マニュアル

S5-01	避難所における共通理解ルール	S5-1
S5-02	避難所運営委員会運営規約（案）	S5-2
S5-03	避難所運営委員会系統図	S5-4
S5-04	ボランティア活動時の持参品と注意事項	S5-5
S5-05	避難者への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文（案）	S5-5
S5-06	災害時に「災害時要援護者」とみなすべき住民	S5-6
S5-07	災害時要援護者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目	S5-7
S5-08	避難所生活での健康管理	S5-8
S5-09	被災児童のケアについて	S5-11
S5-10	避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）	S5-13
S5-11	避難所における情報伝達資機材	S5-13
S5-12	エコノミークラス症候群を予防しましょう！	S5-14

第6章 原子力災害対策計画

S6-01	用語の定義.....	S6-1
S6-02	県外の原子力発電所等の一覧及び位置関係	S6-3
S6-03	原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等	S6-4
S6-04	防護措置実施のフローの例	S6-8
S6-05	OIL と防護措置について	S6-9

別紙 東海地震に関する事前対策計画

S7-01	主な防災行政無線サイレン（鳴り方）	S7-1
S7-02	主要道路.....	S7-2

災害時の協定一覧

条例等一覧

防災関係機関

1 指定地方行政機関（内閣総理大臣が指定した機関）

- ・ 中部管区警察局
- ・ 東海財務局
- ・ 愛知労働局
- ・ 中部森林管理局
- ・ 中部近畿産業保安監督部
- ・ 中部運輸局
- ・ 国土地理院中部地方測量部
- ・ 第四管区海上保安本部
- ・ 中部地方環境事務所
- ・ 東海総合通信局
- ・ 東海北陸厚生局
- ・ 東海農政局
- ・ 中部経済産業局
- ・ 中部地方整備局
- ・ 大阪航空局中部空港事務所
- ・ 名古屋地方気象台
- ・ 名古屋海上保安部
- ・ 近畿中部防衛局東海防衛支局

2 指定公共機関（内閣総理大臣が指定した機関）

- ・ 独立行政法人国立病院機構
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 日本銀行
- ・ 日本放送協会
- ・ 中部国際空港株式会社
- ・ 日本貨物鉄道株式会社
- ・ 日本郵便株式会社
- ・ 日本通運株式会社
- ・ ヤマト運輸株式会社
- ・ 西濃運輸株式会社
- ・ 関西電力株式会社
- ・ 電源開発株式会社
- ・ 株式会社NTTドコモ
- ・ ソフトバンク株式会社
- ・ イオン株式会社
- ・ 株式会社イトーヨーカ堂
- ・ 株式会社セブンイレブン・ジャパン
- ・ 株式会社ファミリーマート
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ・ 独立法人都市再生機構
- ・ 日本赤十字社
- ・ 中日本高速道路株式会社
- ・ 東海旅客鉄道株式会社
- ・ 西日本電信電話株式会社
- ・ 東邦瓦斯株式会社
- ・ 福山通運株式会社
- ・ 佐川急便株式会社
- ・ 中部電力株式会社
- ・ 株式会社JERA
- ・ KDDI株式会社
- ・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ・ 楽天モバイル株式会社
- ・ ユニー株式会社
- ・ 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- ・ 株式会社ローソン
- ・ 一般社団法人日本建設業連合会

S1-02 過去の主な風水害

過去の主な風水害

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
大元. 9. 22～23 (1912 年)	暴風雨	971. 4	28. 2SSE	102. 9	②死者 140 負傷者 180 家屋全壊 6, 000
大 8. 9. 16～17 (1919 年)	暴風雨				②死者 4 家屋全壊 40 浸水 700
大 10. 9. 25～26 (1921 年)	暴風雨	986. 7	18. 3SE	43. 9	②死者 27 負傷者 22
大 14. 8. 14～15 (1925 年)	大 雨				②死者 6 負傷者 3 家屋全壊 25 浸水 20, 000
大 14. 9. 11 (1925 年)	暴風雨	996. 0	22. 8SSE	186. 8	②死者 12 負傷者 3 家屋全壊 52 浸水 20, 000
大 15. 9. 4 (1926 年)	暴風雨	989. 1	20. 8NNW	52. 9	②死者 23 負傷者 70 家屋全壊 166 浸水 1, 400
昭 5. 7. 19 (1930 年)	大 雨				②死者 13 負傷者 2 家屋全壊 13 浸水 2, 000
昭 7. 7. 1～2 (1932 年)	大 雨				②死者 26 負傷者 9 家屋全壊 30 浸水 2, 700
昭 9. 9. 21 (1934 年)	暴風雨 (室戸台風)	975. 9	32. 9SSE	24. 0	②死者 8 負傷者 68 家屋全壊 85
昭 10. 10. 27 (1935 年)	大 雨				②死者 1 負傷者 2 浸水 13, 000
昭 11. 10. 2～3 (1936 年)	暴風雨	984. 6	12. 7N	198. 2	②死者 2 負傷者 8 家屋全壊 4 浸水 15, 000
昭 13. 7. 3～5 (1938 年)	大 雨				②死者 2 家屋全壊 6 浸水 4, 500
昭 19. 10. 7～8 (1944 年)	暴風雨	975. 3	3. 7SSE	80. 8	②死者 5 負傷者 2 家屋全壊 95 浸水 700
昭 20. 9. 18 (1945 年)	暴風雨 (枕崎台風)	988. 7	20. 2SSE	40. 3	②死者 4 負傷者 8 家屋全壊 400 浸水 600
昭 20. 10. 11 (1945 年)	暴風雨 (阿久根台風)	997. 1	14. 0SSE	228. 9	②死者 1 家屋全壊 1 浸水 6, 000
昭 25. 9. 3 (1950 年)	暴風雨 (ジェーン台風)	995. 4	26. 7SE	47. 4	②死者 6 負傷者 36 家屋全壊 40 浸水 300
昭 27. 6. 23～24 (1952 年)	暴風雨 (ダイナ台風)	991. 3	13. 7NNE	177. 2	②死者 1 家屋全壊 3 浸水 6, 800
昭 28. 9. 25 (1953 年)	暴風雨・高潮 (台風 13 号)	970. 0	22. 6NNW	178. 1	②死者 72 負傷者 623 家屋全壊 6, 769 浸水 90, 000
昭 29. 7. 30 (1954 年)	大 雨				②死者 3 負傷者 1 家屋全壊 15 浸水 6, 870
昭 30. 10. 20 (1955 年)	暴風雨 (台風 26 号)	989. 7	20. 8SSE	34. 3	②死者 3 負傷者 18 家屋全壊 65 半壊 61 一部破損 113 床上浸水 14 床下浸水 599
昭 32. 8. 7 (1957 年)	大 雨 (多治見大雨)				②死者 33 負傷者 44 家屋全壊 88 半壊 89 床上浸水 3, 547 床下浸水 13, 961
昭 33. 8. 25 (1958 年)	暴風雨 (台風 17 号)	999. 0	17. 7SE	139. 9	②死者 3 負傷者 1 家屋全壊 9 半壊 25 一部破損 248 床上浸水 116 床下浸水 4, 682
昭 34. 8. 14 (1958 年)	大 雨	993. 5	13. 4WNW	234. 0	②負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 20 一部破損 2 床上浸水 14 床下浸水 80, 826

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
昭 34. 9. 26 (1959 年)	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958. 5	37. 0SSE	165. 7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域の沿岸部に被害が集中した。 ②死者 3, 168 行方不明 92 負傷者 59, 045 家屋全壊 23, 334 流失 3, 194 半壊 97, 049 一部破損 287, 059 床上浸水 53, 560 床下浸水 62, 831 ③県下全域（沿岸部中心） ④3, 224 億円
昭 36. 6. 23～ 29 (1961 年)	大 雨 (36. 6 梅雨 前線豪雨)			398 立 田 682	①集中豪雨による災害で尾張部を中心に河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 4 行方不明 2 負傷者 13 家屋全壊 29 流失 2 半壊 72 床上浸水 7, 969 床下浸水 66, 654 ③県下全域 ④111 億円
昭 36. 9. 16 (1961 年)	暴風雨 (第二室戸台 風)	971. 7	28. 7SSE	96. 4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫・暴風雨による竜巻等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 146 家屋全壊 168 半壊 515 床上浸水 652 床下浸水 8, 868 ③尾張部 ④104 億円
昭 37. 6. 30～7. 5 (1962 年)	大 雨 (前線)			103 伊良湖 236	①局地的集中豪雨による災害で中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 1 家屋全壊 2 床上浸水 1, 605 床下浸水 15, 501 ③東三河 尾張部
昭 37. 8. 26 (1962 年)	暴風雨 (台風 14 号)	996. 5	23. 3SSE	110	①風水害による災害で県下全域で被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 9 家屋全壊 26 半壊 28 床上浸水 177 床下浸水 7, 556 ③県下全域 ④42 億円
昭 39. 9. 25 (1964 年)	暴風雨 (台風 20 号)	992. 8	22. 0SSE	105. 2	①雨による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 10 家屋全壊 6 半壊 12 床上浸水 23 床下浸水 2, 298 ③県下全域（主として名古屋、尾張、海部、知多） ④26 億円
昭 40. 9. 17 (1965 年)	暴風雨 (台風 24 号)	970. 2	17. 0N	188. 6	①雨による災害で平野部に被害が多く発生した。 ②死者 1 負傷者 18 家屋全壊 12 半壊 62 床上浸水 1, 728 床下浸水 49, 622 ③県下全域（主として名古屋、海部） ④93 億円

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
昭 41. 10. 12 (1966 年)	大雨 (東三河集中豪雨)			54 田 原 345	①集中豪雨による災害で東三河の平野部に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 10 負傷者 14 家屋全壊 18 半壊 11 床上浸水 11 床下浸水 20,747 ③東三河（豊橋市、田原中心） ④42 億円
昭 43. 8. 29 (1968 年)	大 雨 (台風 10 号)	991. 5	15. 7SSE	179 茶臼山 587	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者 6 負傷者 15 家屋全壊 24 半壊 24 一部破損 45 床上浸水 292 床下浸水 4,314 ③奥三河（新城及び南・北設楽郡） ④59 億円
昭 44. 8. 4～5 (1969 年)	大雨 (台風 7 号)	990. 6	14. 8ESE	64 新 城 365. 5	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 5 家屋全壊 10 半壊 36 一部破損 81 床上浸水 661 床下浸水 3,515 ③奥三河（新城市及び宝飯郡、南・北設楽郡） ④45 億円
昭 45. 7. 29～30 (1970 年)	集中豪雨	1, 010. 8	7. 7ENE	123. 5	②死者 3 負傷者 4 家屋全壊 2 半壊 7 床上浸水 4,552 床下浸水 37,946 ③尾張部 ④18 億円
昭 46. 8. 30～31 (1970 年)	大雨 (台風 23 号)	987. 5	10. 0E	321. 5	②死者 4 負傷者 15 家屋全壊 19 半壊 127 床上浸水 6,136 床下浸水 59,160 一部破損 228 ③県下全域 ④176 億円
昭 47. 7. 12～13 (1972 年)	集中豪雨 (47. 7 豪雨 台風 6 号)			289 猿 投 458	①集中豪雨による災害で三河山間部に、中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者 64 行方不明 4 負傷者 12 家屋全壊 271 半壊 287 床上浸水 20,075 床下浸水 12,077 ③西三河（小原、藤岡、豊田、足助） ④302 億円
昭 49. 7. 7 (1976 年)	豪雨 (七夕豪雨 台風 8 号)	1, 008. 2	6. 7SE	65 新 城 323 東 栄 302 南知多 285	①台風と梅雨前線による集中豪雨災害で、中小河川の氾濫、がけ崩れ、橋梁の流失等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 12 家屋全壊 16 半壊 70 床上浸水 1,820 床下浸水 11,800 一部破損 86 ③知多、東三河地域（豊橋、蒲郡、南知多ほか 31 市町） ④195 億円

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
昭 49. 7. 24～25 (1974 年)	大 雨			139.8 津 島 333 常 滑 315 一 宮 237	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多 を中心に家屋の浸水被害が多数発生し た。 ②死者 1 負傷者 7 床上浸水 7, 248 床下浸水 743, 035 ③県下全域 ④92 億円
昭 51. 9. 8～13 (1976 年)	集中豪雨 (51.9 豪雨 台風 17 号)	1, 002. 4	10. 2SE	422 一 宮 682 南知多 602	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多 に中小河川の氾濫等の被害が発生し た。 ②死者 1 負傷者 37 家屋全壊 14 半壊 437 床上浸水 13, 050 床下浸水 102, 677 一部破損 461 ③尾張、海部、知多地域 (59 市町村) ④378 億円
昭 54. 9. 24～25 (1979 年)	豪雨			94 名古屋市 港区 224 1 時間雨量 108	①雷を伴った前線による局地的な豪雨災 害で家屋の浸水、道路、河川等の被害が 発生した。 ②死者 2 床上浸水 1, 665 床下浸水 33, 351 ③県西部地域 (名古屋市、東海市他 18 市 町村) ④26 億円
昭 54. 9. 28～ 10. 1 (1979 年)	暴風雨 (台風 16 号)	981. 9 小牧 978. 2	17. 7SE 伊良湖 21. 3S	50 茶臼山 170	①台風通過による災害で家屋損壊、農水 産物、公共土木施設等の被害が発生し た。 ②死者 1 負傷者 23 家屋全壊 2 半壊 20 床上浸水 9 床下浸水 178 一部破損 217 ③県全域 ④65 億円
昭 54. 10. 18～19 (1979 年)	暴風雨 (台風 20 号)	971. 9 小牧 969. 4	14. 2W 伊良湖 20. 0S	80 作 手 282 茶臼山 279 鳳 来 233	①台風の通過による災害で家屋損壊、農 水産物、公共土木施設等の被害が発生 した。 ②行方不明 1 負傷者 8 家屋全壊半壊 4 床上浸水 39 床下浸水 314 一部破損 26 ③県全域 ④113 億円
昭 57. 8. 1～3 (1982 年)	暴風雨 (台風 10 号 と低気圧)	975. 1 伊良湖 973. 0	9. 4SSW 伊良湖 21. 1E	184. 5 鳳 来 501 伊良湖 444	①台風と低気圧による大雨に伴う家屋損 壊、農地農業用施設、農林水産物、公共 土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者 9 家屋全壊 1 半壊 4 床上浸水 230 床下浸水 2, 777 一部破損 91 ③県全域 ④131 億円

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
昭 57. 9. 11～12 (1982 年)	暴風雨 (台風 18 号)	984. 1 伊良湖 980. 5	10. 3N 伊良湖 19. 7NNW	134. 0 伊良湖 3 06. 5	①台風の通過による災害で家屋損壊、 農林水産物、公共土木施設等に被害が 発生した。 ②死者 1 負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 1 床上浸水 7 床下浸水 324 一部破損 4 ③主として県東部 ④約 23 億円
昭 58. 8. 16～17 (1983 年)	暴風雨 (台風 5 号)	982. 0 伊良湖 974. 9	7. 2WNW 伊良湖 19. 0ENE	100 豊 橋 419	①台風の通過による災害で家屋損壊、農 林水産物、公共土木施設等に被害が発 生した。 ②負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 1 床上浸水 33 床下浸水 356 一部破損 3 ③主として県東部 ④約 13 億円
昭 58. 9. 27～28 (1983 年)	暴風雨 (台風 10 号)	992. 2	9. 5 伊良湖 11. 2SSE	234 小 原 291 茶臼山 305	①台風の通過、特に豪雨による災害で家 屋損壊、農林水産物、公共土木施設、農 林水産業施設、農林水産物等に被害が 発生した。 ②死者 5 負傷者 1 家屋全壊 2 半壊 1 床上浸水 762 床下浸水 16, 974 一部破損 25 ③主として県西部 ④約 28 億円
平元. 9. 2～4	大 雨			132 茶臼山 325	①低気圧に伴う寒冷前線による災害 ②死者 1 負傷者 3 家屋全壊 1 半壊 1 床上浸水 3 床下浸水 139 一部破損 2 ③県全域 ④約 24 億円
平元. 9. 19～20	台風 22 号			47 茶臼山 295	①台風の通過、特に豪雨に東加茂郡を中 心とした豪雨による土砂災害により家 屋損壊、農林水産物、公共土木施設、農 林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 1 家屋全壊 18 半壊 11 床上浸水 121 床下浸水 134 一部破損 9 ③県全域 ④約 92 億円
平 2. 9. 19～20	台風 19 号	972. 5 伊良湖 976. 9	20. 1SSE 伊良湖 26. 2S	95 作 手 254	①台風の通過による災害で、特に農業用 施設、農作物の被害が著しかった。 ②負傷者 29 家屋全壊 2 半壊 28 床上浸水 67 床下浸水 1, 408 一部破損 2, 297 ③県全域 ④約 153 億円

年 月 日	種 別 (災害の要因)	項 目	観測点	総降水量 ・ 風速	被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平 3. 9. 18～19	大 雨 (台風 18 号・ 前線)	総降水量 1 時間降水量	名古屋 南知多 名古屋 東 海 南知多	242 316 57 55 48	①台風 18 号の接近に伴い、本州南岸の秋雨 前線の活動が活発化した。このため、名 古屋市 3 区(北・緑・天白)及び春日井 市では、災害救助法が適用された。 ②死者 2 軽傷者 1 家屋全壊 2 半壊 28 床上浸水 3, 713 床下浸水 12, 131 一部破損 9 ③県全域 ④約 60 億円
平 6. 9. 29～30	暴風雨・竜巻 (台風 26 号)	風 速 瞬間風速 総降水量 1 時間降水量	名古屋 名古屋 作 手 作 手	19. 4SSE 36. 7SSE 235 48	①台風その他、竜巻が発生した。 ②負傷者 37 家屋全壊 8 半壊 113 床上浸水 137 床下浸水 456 一部破損 981 ③県全域 ④約 53 億円
平 10. 9. 21～23	暴風雨 (台風 7・8 号)	風 速 瞬間風速 総降水量 1 時間降水量	名古屋 名古屋 作 手 作 手	21. 5SSE 42. 6SSE 329 63	①台風 8 号が 21 日、第 7 号が 22 日と続 いて上陸。8 号は雨、7 号は風による被 害が大きかった。交通網が大混乱し、農 業被害も大きかった。 ②死者 3 負傷者 151 家屋全壊 8 半壊 35 一部破損 661 ③県内全域 ④約 33 億円
平 11. 9. 24～26	竜 巻 (台風 18 号)	風 速 瞬間風速	名古屋 伊良湖 名古屋 伊良湖	11. 2SSE 11. 0S 23. 0S 20. 5S	①台風 18 号の外側を取り巻く積乱雲が、 東海地方の南海上から県沿岸にかか り、4 個の竜巻が相次いで発生した。こ のため豊橋市では、被災者生活再建支 援法(法律第 66 号)が平成 10 年 11 月 6 日施行されて以来、本県で始めて同法 の適用となった。 ②負傷者 453 家屋全壊 41 半壊 31 一部破損 1, 052 ③主として県東部 ④約 21 億円
平 12. 9. 11～12	大 雨 (平成 12 年 東海豪雨)	総降水量 1 時間降水量	名古屋 東 海 蟹 江 一 宮 稲 武 蒲 郡 名古屋 東 海 蟹 江 一 宮 稲 武 蒲 郡	566. 5 589 365 293 467 249 97 114 78 54 70 55	①秋雨前線が台風 14 号の暖かく湿った空 気が多量に流れ込んだため、前線の活 動が活発となり、愛知県を中心とした 東海地方で記録的な大雨となった。こ のため、23 市町村が避難勧告・指示を 発令し、63, 000 人以上が避難され、21 市町村で災害救助法及び災害者生活再 建支援法の適用がされた。この災害が、 激甚災害に指定され、中小企業支援措 置及び農地・農業施設用支援並びに林 道の災害復旧事業支援措置がなされ、 旭町、稲武町が局地激甚災害(公共土木 施設分)の指定を受けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤 20 箇所、 越水 319 箇所。 死亡 7 負傷者 107 家屋全壊 18 半壊 154 床上浸水 22, 078 床下浸水 39, 728 一部破損 147 ③県全域 ④約 2, 800 億円

年 月 日	種 別 (災害の要因)	項目	観測点	総降水量 ・ 風速	被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平 13. 8. 21～22	暴風雨 (台風 11 号)	総降水量 1 時間降水量	茶臼山 作 手 岡 崎 茶臼山 南知多 一 色 鳳 来	330 313 255 34 34 33 32	①台風の通過の夜災害 ②死者 1 負傷者 1 床上浸水 3 床下浸水 165 ③県全域 ④約 3 億円
平 15. 8. 8～9	暴風雨 (台風 10 号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 作手 名古屋	382 336 28ESE	①台風の通過による災害 ②負傷者 5 床上浸水 1 床下浸水 15 一部破損 5 ③県全域 ④約 24 億円
平 16. 6. 21	暴風雨 (台風 6 号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	284 34 30	①台風の通過による災害 ②負傷者 27 半壊 1 一部損壊 16 床上浸水 1 床下浸水 3 ③県内全域 ④約 13 億円
平 16. 10. 20～ 21	暴風雨 (台風 23 号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	265 33 35	①台風の通過による災害 ②死者 1 負傷者 18 一部損壊 41 床上浸水 21 床下浸水 160 ③県内全域 ④約 17 億円
平 20. 8. 28～30	大雨 8 月末豪雨	総降水量 1 時間降水量	岡崎 蒲郡 豊橋 一宮 名古屋 岡崎 一宮 豊橋 蒲郡 名古屋	447. 5 365 351. 5 272 237 146. 5 104 62. 5 58. 5 55	①停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。 ②広田川が破堤。 死者 2 負傷者 5 住家の全壊 5 半壊 3 一部損壊 29 床上浸水 2, 480 床下浸水 14, 106 ③県内全域 ④約 107 億円
平 21. 10. 7～8	暴風雨 (台風 1 8 号)	総降水量 瞬間風速	東海 名古屋 伊良湖	206 29. 9 39. 9	①台風 18 号が知多半島付近に上陸し、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ②負傷者 19 家屋全壊 6 半壊 41 一部損壊 2, 092 床上浸水 246 床下浸水 1235 ③県内全域 ④約 134 億円
平 23. 9. 20～21	暴風雨 台風第15号	総降水量 瞬間風速	名古屋 茶臼山 阿蔵 名古屋 伊良湖	274 367 383. 5 22 33	①奄美大島近海で迷走後に勢力を強め、21日14時頃に浜松市付近に上陸。名古屋市では100万人を超える市民に対し避難勧告が出された。 ②死者4 負傷者8 家屋一部損壊69 床上浸水239 床下浸水572 ③県内全域 ④約 30 億円

年 月 日	種 別 (災害の要因)	項目	観測点	総降水量 ・ 風速	被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平 24. 6. 19	暴風雨 台風第15号	総降水量 瞬間風速	名古屋 阿蔵 名古屋 伊良湖	53 239 18.8 27.7	①19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した台風第4号は、その後紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。豊田市阿蔵では1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。 ②負傷者6 家屋一部損壊8 床下浸水4 ③県内全域 ④約5億円

(出典：愛知県地域防災計画)

丹羽郡の過去の主な風水害

年 月 日	種 別 (名 称)	県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所
明元. 5. 14	大雨・洪水 入鹿池堤防決壊	①明治元年4月から5月にかけて続いた長雨により、入鹿池の水量が激増。堤防が決壊した。 ②死者 941 負傷者 1,471 流失家屋 807 床上・床下浸水 11,709 ③主として丹羽、春日井、中島、海東(現 海部郡)の4郡
明 45. 4. 19	降雹・強風	①丹羽郡一帯で降雹・強風が発生し、建物や農作物に大きな被害が出た。 ②負傷者 6 建物倒壊等 9 畑地 2862(反)
大元. 9. 22～23	暴風雨	②死者 4 負傷者 4 建物全壊 527(内住宅 262) 半壊 228(内住宅 157)
昭 3. 4. 21	凍霜害	①降霜により、農作物に近年まれにみる被害が発生し、特に桑園のうけた被害が大きかった。
昭 9. 9. 20～21	暴風雨 (室戸台風)	①風速は 60 メートルを記録。台風の通過により、農作物が大きな被害を受けた。
昭 34. 9. 26	暴風雨 (伊勢湾台風)	①強風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域の沿岸部に被害が集中した。大口町でも事前に対策本部を設置し、被害に備えた。 ②死者 3 負傷者 38 家屋全壊 77 半壊 135 簡易水道の断水

(参考文献：大口町史)

S1-03 東海地方に影響のあった主な台風

1 昭和9年9月21日 室戸台風

この台風は、海上を時速 20km ぐらいで北上し、19 日夜には沖縄南方に近づいた。このころから北東に進路を変え、四国沖を進み 20 日夜半過ぎに室戸付近へ、非常に強い大型の台風として時速 60km で上陸した。上陸後は、徳島の西、淡路島、神戸市、和田岬、深江の北側、宝塚池田付近そして敦賀の西側を通過し、時速は 70km〜90km に速まり、勢力は衰えながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。

2 昭和28年9月25日 台風第13号

この台風は、トラック島南東 150km の海上に発生し西から次第に北西に進み、22 日夜には沖ノ鳥島の西方の洋上で急速に発達し猛烈な大型台風となった。この辺から四国沖に向け北上し、25 日 17 時過ぎには志摩半島を横断し毎時 40km ぐらいの速さで伊勢湾を経てカムチャッカ半島へ去った。

3 昭和34年9月26日 伊勢湾台風

この台風は、エニウエトック島の西 250km の海上で発生した弱い熱帯低気圧が 9 月 23 日にはマリアナ諸島で中心気圧が 894hPa に発達して超大型台風になり、北上して 9 月 26 日夜には紀伊半島へ上陸、上陸後も勢力があまり衰えなかった。

台風の本国上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側 70km 付近で志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に、記録的な高潮が発生した。

4 昭和36年9月16日 第2室戸台風

マーシャル諸島付近で発生した弱い熱帯低気圧が、9 月 8 日 15 時に台風 18 号となった。12 日朝にはマリアナ諸島の南西海上で 900hPa の超大型の台風に発達し、14 日夜半には沖縄の東側で進路を変え、16 日朝には四国の南海上から室戸岬をかすめ大阪湾に向かい、同日 13 時 30 分頃には尼ヶ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後 15 時には敦賀付近に進んだ。台風の規模や進路は、昭和 9 年の室戸台風に似た台風であった。

5 昭和37年7月27日 台風第7号

この台風は、硫黄島の東側 1,500km の海上に発生したもので、発生地が非常に北東に偏っていた。

発生後 1 日は、ほぼ北上、2 日目が西進して 27 日四国南東の海上で進路を変え、潮岬と白浜の間に 13 時頃に上陸し東海道西部、関東北部を通過して三陸沖に去った。海上では中心気圧 965hPa の中型規模だったが上陸後は急に衰え、28 日には早くも 1,000hPa になり熱帯低気圧となった。

6 昭和37年8月26日 台風第14号

この台風は、8 月 21 日 9 時にマリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近では中心気圧 950hPa になり、いわゆる夏型特有の小型台風であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から進路を北向き変え、そのまま中部地方に向かって北上、上陸した。26 日の 4 時頃には中心が三重県の北牟婁郡中島付近に上陸し、その後も北上を続け、琵琶湖付近を通って日本海に抜けた。

7 昭和 46 年 8 月 30 日～31 日 台風第 23 号

この台風は、8 月 21 日 9 時、南鳥島の南西で発生し、ゆっくり北西から西北西に進み、28 日朝、奄美大島の南東方に達し台風は速度が遅くなった。海上で発達し始めた台風は、屋久島付近を通過する頃には中心気圧が 915hPa であった。

29 日夜半には大隈半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り 31 日昼頃には伊良湖岬をかすめて東方へ去った。

8 昭和 47 年 9 月 16 日 台風第 20 号

この台風は、9 月 13 日 12 時、沖ノ鳥島の南 500km に発生し、ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で進路を北から北北東に変えた。一方 15 日 15 時には低気圧が朝鮮半島北部の元山沖約 400km にあり、前線が南東にのびて、愛知県付近に達し愛知県では、この前線の影響により 15 日朝から雨が強くなった。

台風は 16 日、18 時 30 分潮岬付近に上陸して、その後紀伊半島を縦断し、三重県を経て岐阜県西部を通り、17 日 5 時には佐渡付近を通過し午後には北海道西岸に達した。

9 昭和 54 年 9 月 31 日～10 月 1 日 台風第 16 号

9 月 23 日、ヤップ島の北西海上で台風 16 号が発生し、発達しながら北西に進み 26 日朝には、沖縄の南南東の海上で中心気圧 920hPa となり最盛期をとった。同日昼頃から速度を落とし北向きに進路を変え 29 日 15 時には奄美大島の東海上に達した。更に台風は北東に進路を変えながら次第に加速し、30 日 18 時 30 分頃には高知県室戸付近に上陸（中心気圧 955hPa）した。更に 23 時頃には、大阪市に再上陸（中心気圧 965hPa、大型、並みの強さ）し、岐阜市の北を通って本州を北東に縦断し 10 月 1 日 9 時には八戸沖へ抜けた。

10 昭和 54 年 10 月 19 日 台風第 20 号

台風 20 号は 10 月 6 日 15 時トラック諸島の東で台風となり、8 日朝から北西に進み始め、9 日夜にはグアム島の南海上を通過し急激に発達した。12 日 15 時には沖ノ鳥島南南東約 400km の海上で中心気圧 870hPa を観測し最盛期（大型、猛烈な台風）となった。その後ゆっくりした速さで西北西に進み、16 日朝から北北西に進路を変え、18 日 9 時には沖縄の南約 150km の海上に達した。この頃から次第に北東に進路を変えながら加速し、19 日 9 時 40 分に和歌山県白浜付近に上陸（中心気圧 965hPa、大型、並みの強さ）更に、名古屋市の西を通って本州を北東に縦断し、19 時には八戸沖へ抜けた。

11 平成 2 年 9 月 19 日～20 日 台風第 19 号

グアム島の北西海域で発生した弱い熱帯低気圧は、13 日には台風 19 号となり発達しながら北西に進み、16 日から 17 日にかけてゆっくり沖縄の南東海洋に近づき急激に発達した。17 日午後には、中心気圧 890hPa を記録し猛烈な台風となった。その後台風は北東に進み、950hPa 以下の勢力を保ったまま、19 日 20 時過ぎには、和歌山県白浜の南に上陸した。上陸後速度を上げ近畿地方から東海地方を通り、本州を縦断し 20 日 12 時には三陸沖に抜けた。

12 平成3年9月18日～19日 台風第18号

台風18号は、18日沖縄の東海上を加速しながら北東に進み、それに伴い本州沿岸の秋雨前線の活動が活発となった。更に台風は19日夕方には八丈島の南を通り、夜には銚子沖に達し、20日早朝には三陸沖で温帯低気圧になった。東海地方を含め、太平洋沿岸各地では記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の16都県に及んだ。愛知県全域では、18日午前中から雨となり、夜半過ぎから所々で激しく降り18日、19日にかけて100～300ミリの大雨となった。名古屋では19日の雨量217.5ミリの観測した。これは累年第2位の記録となった。

13 平成6年9月29日～30日 台風第26号

9月19日3時、グアム島の南西海上で台風となった第26号は、発達しながら北に進路をとり、強い勢力を保ったまま29日19時半頃には和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は950hPa、中心付近の最大風速は40m/sであった。上陸後は勢力を弱めながらもやや速度を速め、琵琶湖付近を通して30日3時には石川県沖に進んだ。

この台風の影響により、東部の山間部では総雨量が200ミリの越えた。

14 平成10年9月21日～23日の台風第7号と台風第8号

9月17日21時にフィリピンの西の海上で発生した台風第7号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第8号は9月20日に日本の南海上で発生し、北上した。日本への上陸は第8号の方が早く、21日16時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の22日13時過ぎには第7号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第8号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21日夜に一時風雨が強くなった。第8号は強い雨が顕著で、東部の山間部では21日の21時から23時にかけて、1時間に40mm～60mmの激しい雨が降った。1日遅れて上陸した第7号は、中型で強い勢力を保って22日15時頃に滋賀県を通り、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風42.6m/sを観測した。この値は、昭和34年の伊勢湾台風時に観測した45.7m/sに次ぐ観測開始以来第2位の記録となった。

15 平成12年9月11日～12日の台風第14号

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9月2日21時に台風第14号となった。10日9時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9月11日から12日にかけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は20箇所には達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大1時間降水量97.0mm、日最大降水量428.0mm、月最大24時間降水量534.5mmは、いずれも統計開始以来最も多い値となった。台風は、12日19時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み16日15時には日本海西部で温帯低気圧となった。

16 平成15年8月8日～9日の台風第10号

台風第10号は8月3日15時にフィリピンの東で発生し、7日15時には大型で非常に強い台風となった。台風第10号は強い勢力を維持したまま8日21時30分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9日6時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10日6時に千島近海で温帯低気圧に変わった。台風第10号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で390mmの総降水量を観測するなど愛知県東部の山地で雨量が多くなった。風も非常に強く吹き、名古屋で9日6時17分に東南東の風28.0m/s、伊良湖で9日1時26分に南の風27.3m/sの最大瞬間風速を観測した。

17 平成16年10月8日～9日の台風第22号

台風第22号は、10月4日12時にフィリピンの東で発生し、8日3時には中心気圧920hPa、中心付近の最大風速50m/sの非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9日16時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖を進み10日9時に日本の東で温帯低気圧となった。台風が愛知県に最も接近したのは9日14時から15時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで2日間で300mmを超える大雨となり、9日には約半数の観測所で10月としての日降水量の極値を更新した。

18 平成16年10月20日～21日の台風第23号

台風23号は、10月13日9時にマリアナ諸島で発生し、16日21時には中心気圧940hPa、中心付近の最大風速45m/s、暴風半径280km、強風半径1100kmの超大型で非常に強い台風となった。その後、台風第23号はゆっくり北上し、20日13時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て21日9時に関東の東海上で温帯低気圧となった。台風の中心が愛知県に最も接近したのは20日宵の内から夜遅くで、名古屋では20日18時39分に南の風33.2m/s、伊良湖では17時28分に南東の風35.2m/sの最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で265mmとなり、東三河北部を中心に200mmを超える大雨となった。

19 平成21年10月7日～8日の台風第18号

台風第18号は9月30日9時に発生し、ゆっくりと西に進み、10月4日9時にはフィリピンの東で、中心気圧920hPa、最大風速55m/sの猛烈な台風に発達した。台風は6日から7日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧940hPa、最大風速45m/sの強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8日午後5時過ぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。この台風の影響により、伊良湖では8日に日最大瞬間風速39.9m/sを観測した（1953年の観測開始以来10月の極値を更新）。また、名古屋では、8日に日最大1時間降水量67.0mmを観測した（1890年の観測開始以来10月の極値を更新）。

20 平成23年9月2日～4日の台風第12号

台風第12号は、8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生し、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30日には小笠原諸島付近で中心気圧が965ヘクトパスカル、最大風速が35メートルの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後北へ向きを変え、9月2日には

大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3日10時前に高知県東部に上陸した。台風はその後もゆっくりとした速さで北上を続け、18時頃に岡山県南部に再上陸した後、4日未明に山陰沖に進み、5日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。

台風が大型でさらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、県内では、降り始め（2日09時）から5日14時までの降水量は、西三河北東部、東三河北部で300mmを超え、豊田市稲武では330.0mmを観測した。

21 平成23年9月20日～21日の台風第15号

台風第15号は、9月13日21時に日本の南で発生し、北に進んだ後西に向きを変え、16日にかけて大東島地方に向かって進んだ。台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19日21時には最大風速が35m/sの強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20日21時には中心気圧が940hPa、最大風速が50m/sの非常に強い台風となった。台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日14時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。

愛知県では、19日夕方から、東海地方に上陸し関東地方に進んだ21日夕方にかけて、断続的に強い雨が降り、特に20日は、名古屋市などで激しく降るなど、尾張東部から中濃・東濃にかけて大雨となり、庄内川が氾濫した。降り始め（19日17時）から21日19時までの降水量は、尾張東部、東三河北部で300mmを超えたところがあり、豊田市阿蔵では383.5mmを観測した。また、台風が最接近した21日昼頃から沿岸部では非常に強い風が吹き、伊良湖で21日12時34分に日最大瞬間風速33.0m/sを観測した。

22 平成24年6月19日の台風第4号

台風第4号は、6月12日15時にカロリン諸島で発生し、フィリピンの東海上に達した後、進行方向を変え発達しながら北上した。18日には沖縄の南海上、19日09時には九州の南海上を北北東に進み、強い勢力を維持しながら本州に接近し、19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した。その後、台風は紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。その後も北東に進み、関東甲信地方を通過し、20日9時には東北地方の東海上に達し温帯低気圧に変わった。

県内では、この台風と梅雨前線の影響により大雨となり、19日昼前から、断続的に強い雨が降り、台風本体の雨雲がかかり始めた夜には、豊田市阿蔵で1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。降り始め（19日00時）から20日06時までの降水量は、豊田市阿蔵では239.0mmを観測した。また、19日午後から東よりの風が強まり、夜には豊橋で最大瞬間風速29.1m/sを観測するなど東部を中心に東よりの強い風が吹いた。

23 平成25年9月16日の台風第18号

9月13日3時に小笠原近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した（8時の中心気圧は970hPa）。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。

愛知県では、14日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16日9時6分までの1時間に96.0ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め（14日21時）から16日16時までの降水量は、豊田市阿蔵で321ミリを観測した。解析雨量では、9月16日16時までの48時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約350ミリとなった。風については、15日午後から南東よりの風が強まり、16日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4m/sを記録した。

海上では15日早朝から波やうねりが高くなり、16日は大しけとなった。

24 平成26年8月9～10日の台風第11号

台風第11号は、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生し、8月4日09時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8月10日06時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8月10日の昼過ぎには日本海に達した。8月11日09時には日本海北部で温帯低気圧に変わった。

台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8月9日未明から10日にかけて大雨となった。

三重県では8月9日の日降水量が、津市白山で435.5ミリ、津市笠取山で393.0mm、亀山で333.0mmを観測し、統計開始以来の極値を更新した。

降り始め（8月8日14時）から8月10日24時までの総降水量は、三重県大台町宮川で661.5mm、三重県津市白山で518.0mmとなった。

このため、三重県では9日17時20分に大雨特別警報が発表された。

25 平成26年10月5～6日の台風18号

台風第18号は、9月29日15時にトラック諸島近海で発生し、10月2日9時にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となった。4日9時には南大東島の東南東の海上に進み、次第に進路を北に変え、5日9時には屋久島の南南東の海上で大型で強い台風となった。その後、進路を北から北東に変え、6日3時には潮岬の南南西の海上、6日6時には尾鷲市の東南東の海上を北東に進んだ。6日8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸し、速度を上げて6日9時には静岡市付近、6日11時には東京23区付近を北東に進み、昼過ぎには関東の東に達した後、6日21時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの5日1時から6日12時までの降水量は、豊橋市神野新田町で222.5mm、田原市伊良湖で187.0mm、新城市作手高里木戸口で179.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速21.8m/s、最大瞬間風速27.3m/s、豊橋市豊橋では最大風速19.3m/s、最大瞬間風速32.2m/s、を観測した。

26 平成26年10月13～14日の台風19号

台風第19号は、10月3日21時にマーシャル諸島で発生したのち西北西に進み、7日21時にはフィリピンの東で猛烈な台風となり、次第に向きを北に変えながら10日3時には沖縄の南で大型で非常に強い台風となった。12日3時には大型で強い台風となり東シナ海を北上した後、12日夜遅

くには進路を東に変え、13日8時半頃に鹿児島県枕崎市付近に上陸した。13日9時には大型の台風となり、九州南部を通過し海上に進んだ後、13日14時半頃に高知県宿毛市付近に上陸し、四国を北東に進み、13日20時半頃に大阪府岸和田市付近に上陸した。13日23時には愛知県一宮市付近を通過し、14日0時には岐阜県郡上市付近に進み、14日6時には三陸沖に進んだ後、14日9時には温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの13日2時から14日4時までの降水量は、豊田市阿蔵町で125.5mm、愛西市江西町125.0mm、豊根村茶臼山で124.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速22.0m/s、最大瞬間風速28.8m/sを観測した。海上では波の高さが7mの大しけとなった。潮位は、衣浦で10月13日19時38分に最大潮位偏差（瞬間値）77cm、10月13日19時38分に最高潮位（瞬間値）標高147cm、名古屋で10月13日19時42分に最大潮位偏差（瞬間値）73cm、10月13日19時42分に最高潮位（瞬間値）標高150cmを観測した。

27 平成27年9月9日の台風第18号

台風第18号は、9月7日3時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。8日3時には硫黄島の西北西を時速25キロで北へ進み、8日9時には父島の西に達した。台風は9日1時には八丈島の西南西を時速25キロで北北西に進み、9日7時に愛知県豊橋市の南を北北西に進んだ後、9日10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。台風はその後、9日11時には愛知県名古屋市付近、13時には石川県小松市の南南東を北北西に進んだ後、日本海に進み、9日21時に台風は日本海中部で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの7日13時から10日9時までの降水量は、西尾市一色町で219.5mm、田原市伊良湖で212.5mm、南知多町豊丘で210.5mmを観測した。風については、愛知県常滑市セントレアでは最大風速17.8m/s、最大瞬間風速28.8m/s、田原市伊良湖では最大風速15.9m/s、最大瞬間風速30.3m/s、名古屋市千種区では最大風速14.3m/s、最大瞬間風速30.1m/sを観測した。

28 平成28年9月19日～20日の台風第16号

台風第16号は、9月13日3時にフィリピンの東で発生し、20日00時過ぎに鹿児島県大隅半島に上陸し、西日本の南岸を東北東に進み、20日13時半頃と歌山県田辺市付近に上陸した。その後、20日夜のはじめ頃に愛知県を東進し、20日21時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では19日17時までの1時間に岡崎市木下町（愛知県雨量計）で103mmの雨を解析した。また、20日17時23分までの1時間に、蟹江町蟹江で61.0mmの雨を解析した。19日0時から20日24時までの48時間解析雨量積算では、西三河南部で300mmを超える雨量を解析した。

29 平成29年7月4日～5日の台風第3号

台風第3号は、7月2日09時に沖縄の南で発生し、発達しながら北西に進んだ。3日は東シナ海を北東へ進み、4日8時頃に長崎市付近に上陸した。この後九州を横断し、豊後水道を東へ進んだ後、4日12時過ぎに愛媛県宇和島市付近に上陸した。四国地方を横断した後、4日17時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、4日夜は東海道沖を東に進んだ。その後、5日09時には日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では4日18時30分までの1時間に瀬戸市付近、豊田市西部付近で約70mmの雨を解析し、0時から24時までの解析雨量は150mmを越える雨量を解析した。

30 平成29年8月7日の台風第5号

台風第5号は7月21日09時に南鳥島近海で発生し西に進んだ。29日には父島の東を南西に進み、8月1日には日本の南で北西に向きを変え、6日には九州の南で北東に向きを変えて進み、7日10時頃に高知県室戸市付近を通過し、7日15時半頃に暴風域を伴ったまま和歌山県北部に上陸した。上陸後は近畿地方を北東に進み、7日19時には三重県伊賀市付近を通過し、8日05時には富山湾に達した。その後も北陸地方の沿岸を北東に進み、8日18時に新潟県佐渡市付近に達した後、9日03時には山形県沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの7日00時から8日24時までの降水量は豊根村茶臼山で224.5mm、豊田市阿蔵で203.0mmを観測した。愛知県常滑市セントレアでは最大風速22.7m/s、最大瞬間風速28.3m/sを観測した。県内では突風により人的被害、住家の損壊などが発生した。

31 平成29年9月17日～18日の台風第18号

台風第18号は、9月9日21時にマリアナ諸島で発生し、11日から12日にかけて強い勢力となりフィリピンの東から沖縄の南を北西に進みました。16日に進路を東寄りに変えて東シナ海を東北東に進み、17日11時半頃、鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま次第に速度を上げて九州南部及び四国地方を通過し、17日22時頃に兵庫県明石市付近に上陸した後、近畿地方及び北陸地方を北東に進み、18日北海道を北北東に進み、18日21時にサハリン付近で温帯低気圧に変わった。

愛知県ではセントレアで最大風速24.5m/s、最大瞬間風速は32.4m/s、名古屋市で最大風速16.5m/s、最大瞬間風速30.8m/sを観測した。

32 平成29年10月22日～23日の台風第21号

10月16日03時にカロリン諸島で発生した台風第21号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21日には超大型で非常に強い勢力となり日本の南海上を北上した。22日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23日03時頃に超大型で強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま静岡県及び関東地方を北東に進み、23日15時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では22日から23日にかけて、台風第21号や前線の影響により広い範囲で大雨や強風となり、23日は暴風となった所があった。このため、人的被害や住家被害、河川の越水などの被害が発生した。

33 平成30年7月28日～29日の台風第12号

7月25日03時に日本の南で発生した台風第12号は、26日21時には強い勢力となり発達しながら北上し、28日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、暴風域を伴い強い勢力を維持したまま東海道沖を西へ進み、29日01時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。東海地方を西へ進んだ非常に珍しい台風となった。

愛知県では28日から29日にかけて非常に強い風が吹き、29日は暴風となった所があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、広域の停電や鉄道の運休などライフラインや交通機関に大きな影響があった。

34 平成30年 8 月22日～24日の台風第20号

18日21時にトラック諸島近海で発生した台風第20号は、小笠原諸島の南西海上を発達しながら北西に進み、22日12時に非常に強い勢力となり日本の南を北西に進んだ。23日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま23日21時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま四国地方および近畿地方を北上し、24日02時に日本海に抜けた後、24日15時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。

三重県では22日夜遅くから雨が降り、24日にかけて大雨となった。降り始めの22日22時から24日20時までの総雨量の多い所は、大台町宮川448.5mm、尾鷲311.0mm、御浜262.0mmの雨を観測した。台風が三重県に接近した24日未明に、尾鷲の最大風速は24日00時31分に南南東の風19.4m/s、最大瞬間風速は24日00時30分に南南東の風36.3m/sを観測した。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、23日夜遅くには外海で9mを超え猛烈なしけとなった。このため、人的被害があったほか、鉄道の運休や船舶の欠航、停電など、交通機関やライフラインに影響があった。

35 平成30年9月4日～5日の台風第21号

8月28日09時に南鳥島近海で発生した台風第21号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31日09時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5日09時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。

愛知県では4日から5日にかけて猛烈な風が吹き、4日には県内の広い範囲で暴風となり海上では猛烈なしけとなった。また、台風の北上に伴って流れ込んだ雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被害や建物の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

36 平成30年9月29日～10月1日の台風第24号

9月21日21時にマリアナ諸島付近で発生した台風第24号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25日00時には猛烈な台風となった。30日は次第に速度を速めながら四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、台風が強い勢力のまま愛知県西部を通過したため、豊橋で最大風速27.1m/sを観測し2005年の統計開始以来1位の記録的な暴風となった。最大瞬間風速は38.1m/sで2008年の統計開始以来2位であった。また、台風本体の雨雲がかかった30日夜を中心に東三河北部では一時的に猛烈な雨が降った所があった。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域および長時間にわたる停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

37 令和元年 8 月14日～16日の台風第10号

8月6日15時にマリアナ諸島で発生した台風第10号は北西に進み、14日03時には四国の南に

進んだ後、進路を北に変え15日は豊後水道を北上した。11時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を、東側330km西側60kmと東側に偏った暴風域を伴って通過、15時頃に暴風域が消滅した状態で広島県呉市付近に上陸した。上陸後台風は中国地方を縦断し15日夜には日本海に進み、北上しながら進路を次第に北東に変えて16日21時に北海道の西で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、15日朝から風が強まり始め、台風の進む速度が遅かったため強風は16日朝まで続いた。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。

38 令和元年9月8日～9日の台風第15号

9月5日15時に南鳥島近海で発生した台風第15号は、小笠原近海を北西に進み、8日には向きを北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。9日03時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過、9日05時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進んだ。

静岡県では、8日夜遅くから9日未明にかけて暴風となり、非常に強い風を観測した所があった。また、8日朝から断続的に雨となり、台風が接近した8日夜から9日未明にかけては伊豆地方を中心に猛烈な雨となり、降り始めからの総降水量は天城山で440.5ミリとなった。海上では8日から9日にかけて波やうねりが高く、石廊崎では4メートルを超えるしけとなった。

このため、人的被害や建物等の被害が発生したほか、道路の通行止め、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、断水・停電などライフラインへの影響があった。

39 令和元年10月11日～13日の令和元年東日本台風（台風第19号）

10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日18時に大型で猛烈な台風となった。台風はその後小笠原近海を北北西に進み、12日には北寄りに進路を変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に三陸沖に抜けた。

愛知県では12日を中心に強風となり外海では大しけとなった。また、台風周辺の活発な雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。

40 令和2年9月6日～7日の台風第10号

9月1日21時に小笠原近海で発生した台風第10号は、5日11時には大型で非常に強い勢力となり、7日は九州の西海上から日本海西部を北に進み、8日03時には中国東北区で温帯低気圧に変わった。愛知県には台風本体の雨雲はかからなかったものの、台風東側の暖かく湿った空気と高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が合流して流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、6日から7日にかけて所々で雨となり、特に7日昼前から夕方にかけては、雷を伴い非常に激しい雨が降って大雨となった所があった。また、外海ではうねりを伴って大しけとなった。名古屋市で床上浸水などの被害が発生した。

S1-04 愛知県に被害のあった過去の主な地震

発生年	地震名	タイプ	マグニチュード	県内震度	被害状況
1498	明応地震	海溝型	8.6	不明	津波に襲われた区域は、紀伊半島から房総半島におよび、三重・静岡県（伊勢・志摩・遠江）沿岸では、大津波により大災害をこうむった。愛知県内の被害は不明。
1586	天正地震	内陸型	7.9	不明	近畿から東海道にかけて大地震。家屋の全半壊400戸、死傷者多数。愛知県内については、地震後、飢饉がおり、疫死者が多かった。
1707	宝永地震	海溝型	8.4	不明	死者、建物倒壊、堤防破損ともに多く、渥美半島では津波の被害が大きかった。
1854	安政地震	海溝型	8.4	不明	三河湾の沿岸に津波が来襲し被害をうけた。死者約30人、家屋倒壊約1,000戸。
1891	濃尾地震	内陸型	8.4	不明	尾張地方に甚大な被害をもたらした。濃尾平野の広範囲で液状化現象がみられた。死者2,459人。住宅全半壊58,462戸。
1944	東南海地震	海溝型	7.9	V	主として三河湾沿岸と、伊勢湾沿岸で、一般に埋め立て地や沖積層の地帯で被害が大きかった。被害の詳細は戦時中のため不明。
1945	三河地震	内陸型	6.8	IV	西三河地方の矢作川下流域を中心に被害が大きかった。死者1,961人、住家全半壊16,881戸。

（出典：愛知県地域防災計画）

S1-05 近年発生した主な地震

発生年月日	震央地名・地震名	マグニチュード	最大震度	津波	人的被害（人）	物的被害（住家）（棟）
2000.10.6	鳥取県西部 平成12年 鳥取県西部地震	7.3	6強		負傷者 182	全壊 435 半壊 3,101
2001.3.24	安芸灘 平成13年 芸予地震	6.7	6弱		死者 2 負傷者 288	全壊 70 半壊 774
2003.5.26	宮城県沖	7.1	6弱		負傷者 174	全壊 2 半壊 21
2003.7.26	宮城県北部 〔宮城県中部〕	6.4	6強		負傷者 677	全壊 1,276 半壊 3,809
2003.9.26	釧路沖（十勝沖） 平成15年 十勝沖地震	8.0	6弱	255cm	死者 1 不明者 1 負傷者 849	全壊 116 半壊 368
2004.10.23	新潟県中越地方 平成16年 新潟県中越地震	6.8	7		死者 68 負傷者 4,805	全壊 3,175 半壊 13,810
2005.3.20	福岡県西方沖 〔福岡県北西沖〕	7.0	6弱		死者 1 負傷者 1,204	全壊 144 半壊 353
2005.8.16	宮城県沖	7.2	6弱	12cm	負傷者 100	全壊 1 一部破損 984

発生 年月日	震央地名 ・地震名	マグニ チュード	最大 震度	津波	人的被害 (人)	物的被害(住家) (棟)
2007. 3. 25	能登半島沖 平成19年 能登半島地震	6. 9	6強	22cm	死者 1 負傷者 356	全壊 686 半壊 1, 740
2007. 7. 16	新潟県上中越沖 平成19年 新潟県中越沖地震	6. 8	6強	32cm	死者 15 負傷者 2, 346	全壊 1, 331 半壊 5, 710 一部破損 37, 633
2008. 6. 14	岩手県内陸南部 平成20年 岩手・宮城内陸地震	7. 2	6強		死者 17 不明者 6 負傷者 426	全壊 30 半壊 146
2008. 7. 24	岩手県沿岸北部	6. 8	6弱		死者 1 負傷者 211	全壊 1 一部破損 379
2009. 8. 11	駿河湾	6, 5	6弱	36cm	死者 1 負傷者 319	半壊 6 一部破損 8, 672
2011. 3. 11	三陸沖 平成23年 東北地方太平洋沖地震	9. 0	7	9. 3m 以上	死者 19, 729 不明者 2, 559 負傷者 6, 233	全壊 121, 996 半壊 282, 941 一部破壊 748, 461
2011. 3. 12	長野県・新潟県 県境付近	6. 7	6強		死者 3 負傷者 57	全壊 73 半壊 427
2011. 3. 15	静岡県東部	6. 4	6強		負傷者 80	半壊 18 一部破損 3, 475
2011. 4. 7	宮城県沖	7. 2	6強		死者 4 負傷者 296	東北地方太平洋沖 地震に含まれる。
2011. 4. 11	福島県浜通り	7. 0	6弱		死者 4 負傷者 10	東北地方太平洋沖 地震に含まれる。
2013. 4. 13	淡路島付近	6. 3	6弱		負傷者 35	全壊 8 半壊 101 一部破損 8, 305
2014. 11. 22	長野県北部	6. 7	6弱		負傷者 46	全壊 77 半壊 137 一部破損 1, 626
2016. 4. 14	熊本県熊本地方など 平成28年 熊本地震	7. 3	7		死者 272 負傷者 2, 809	全壊 8, 667 半壊 34, 719 一部破壊 162, 500
2016. 6. 16	内浦湾	5. 3	6弱		負傷者 1	一部破損 3
2016. 10. 21	鳥取県中部	6. 6	6弱		負傷者 32	全壊 18 半壊 312 一部破損 15, 095
2016. 12. 28	茨城県北部	6. 3	6弱		負傷者 2	半壊 1 一部破損 25
2018. 6. 18	大阪府北部	6. 1	6弱		死者 6 負傷者 462	全壊 21 半壊 483 一部破損 61, 266
2018. 9. 6	胆振地方中東部 平成30年 北海道胆振東部地震	6. 7	7		死者 43 負傷者 782	全壊 469 半壊 1, 660 一部破損 13, 849
2019. 1. 3	熊本県熊本地方	5. 1	6弱		負傷者 4	一部破損 60
2019. 2. 21	胆振地方中東部	5. 8	6弱		負傷者 6	一部破損 19

発生 年月日	震央地名 ・地震名	マグニ チュード	最大 震度	津波	人的被害 (人)	物的被害(住家) (棟)
2019. 6. 18	山形県沖	6. 7	6強	11cm	負傷者 43	半壊 28 一部破壊 1, 580
2021. 2. 13	福島県沖	7. 3	6強		死者 1 負傷者 187	全壊 69 半壊 729 一部破壊 19, 758
2022. 3. 16	福島県沖	7. 4	6強	20cm	死者 4 負傷者 247	全壊 217 半壊 4, 556 一部破壊 52, 162
2022. 6. 19	石川県能登地方	5. 4	6弱		負傷者 7	一部破損 62
2022. 6. 20		5. 0	5強			
2023. 5. 5	石川県能登地方	6, 5	6強		死者 1	全壊 30
		5. 9	5強		負傷者 49	半壊 169 一部破損 535

(出典：気象庁ホームページ)

S1-06 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュー ド)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注4)		地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
愛知県	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (屏風山断層帯) ^(注3)	びょうぶやま・ えなさん―さな げやまだんそう たい	6.8程度	Aランク		0.2%～0.7%	0.4%～1%	0.8%～2%	不明	4,000-12,000年程度 不明
	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク		不明 ^(注2)	不明 ^(注2)	不明 ^(注2)	不明 ^(注2)	不明 不明
	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (恵那山―猿投山北断層帯)		7.7程度	A*ランク		ほぼ0%～2%	ほぼ0%～3%	0.001%～6%	0.4-1.1	約7,200-14,000年 約7,800年前以後、約5,400年前以前
	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (猿投―高浜断層帯)		7.7程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃
	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注3)		7.4程度	Aランク		0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	いせわんだん そうたい	7.2程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03-0.1	10,000年-15,000年程度 概ね1000年前以後-500年前以前
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク		ほぼ0%～ 0.002%	ほぼ0%～ 0.004%	ほぼ0%～ 0.01%	0.2-0.4	5,000年-10,000年程度 概ね2,000年前以後-1,500年前以前
	伊勢湾断層帯 (白子―野間断層)		7.0程度	A*ランク		0.2%～0.8%	0.3%～1%	0.7%～3%	0.6-0.8	8,000年程度 概ね6,500年前以後-8,000年前以前
		岐阜―宮断層帯	ぎふ―いちの みやだんそうた い	活断層ではないと判断される。						

[主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和4年(2022年)1月1日)]

注)・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。

- ・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。
- ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
- ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。
- ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

※ 活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

S2-01 防災訓練の種類・内容

【基礎訓練】

水防訓練	☐ 水防管理団体が、水防計画に基づき実施 ☐ 地域の河川状況を勘案したものとする ☐ 必要に応じて、広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合する等、防災関係機関が合同で実施 ☐ 実施時期：出水期を前に、最も訓練効果のある時期 ☐ 実施地域：河川の危険地域等、洪水のおそれのある地域
消防訓練	☐ 町が、消防計画に基づいて実施 ☐ 必要に応じて、大火災を想定し、丹羽広域事務組合消防本部、近隣市町村等と合同で実施
避難・救助訓練	☐ 町及びその他防災関係機関が、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は独自で実施 ☐ 学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、大型店舗等では、収容者・利用者等の人命保護のため、特に避難について、施設を整備し実施する ☐ 自主防災会、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底する
通信訓練	☐ 町及び防災関係機関が、非常通信協議会等の協力を得て、各種被害を想定 ☐ 各機関で災害時における情報の収集・伝達要領の訓練を実施
非常招集訓練	☐ 町及び防災関係機関が、各種災害を想定し、必要に応じて実施 ☐ 勤務時間外における職員、消防団、水防団等の円滑な参集、非常配備を万全とするために実施する

【大規模災害の発生に備えた総合的な防災訓練】

- ☐ 各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき、総合的な訓練を実施する
- ☐ 実施時期：災害発生が予想される前の、訓練効果のある時期
- ☐ 実施場所：災害のおそれのある地域、又は、訓練効果のある適当な場所
- ☐ 実施方法：防災関係機関及び地元住民・事業所が一体となって実践的な内容の災害応急対策を実施
ボランティア団体にも参加を求める

・現場指揮本部訓練	・非常配備員の参集訓練
・避難の機能確保訓練	・情報の伝達、広報の訓練
・ボランティアの受入体制訓練	・地震防災応急対策の訓練

【広域応援訓練】

- ☐ 県及び市町村は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する

【自主防災会等の実施する防災訓練の指導協力】

- ☐ 訓練計画遂行上の必要な指導助言を行い、積極的に協力する

【防災訓練に伴う交通整理】

- ☐ 江南警察署は、災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、交通規制を実施

【訓練の検証】

- ☐ 町は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずる

S2-02 啓発の内容

□ 風水害

- ・ 災害に関する基礎知識
- ・ 正確な情報の入手
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ・ 警報等や避難情報の意味と内容
- ・ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- ・ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

□ 地震

- ・ 地震に関する基礎知識
- ・ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- ・ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- ・ 警報等や避難情報の意味と内容
- ・ 正確な情報の入手
- ・ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- ・ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ・ 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動
- ・ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- ・ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ・ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- ・ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

S2-03 広報の内容

- ☐ 事前情報の広報
 - ・ 気象に関する情報
 - ・ 河川の水位の情報
 - ・ 公共交通機関の情報
 - ・ その他の情報
- ☐ 災害発生直後の広報
 - ・ 災害の発生状況
 - ・ 地域住民のとるべき措置
 - ・ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - ・ 医療・救護所の開設状況
 - ・ 道路情報
 - ・ その他必要事項
- ☐ 応急復旧時の広報
 - ・ 公共交通機関の状況
 - ・ ライフライン施設の状況
 - ・ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - ・ 公共土木施設等の状況
 - ・ ボランティアに関する状況
 - ・ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - ・ 被災者相談窓口の開設状況
 - ・ その他必要事項

S2-04 児童生徒に対する地震防災教育の内容

- ☐ 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。
- ☐ 災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。
- ☐ 防災教育は、教育課程に位置付けて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

S2-05 自動車運転者に対する地震教育の内容

【地震発生時における運転者のとるべき措置】

- ☐ 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること
- ☐ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること
- ☐ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること
- ☐ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと
- ☐ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- ☐ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

【地震発生時における交通規制時に運転者のとるべき措置】

- ☐ 速やかに車両を次の場所に移動させること
 - ・ 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - ・ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- ☐ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること
- ☐ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること

S2-06 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

本取組指針に係る災害対策基本法の規定は以下のとおりである。

(なお、改正法は令和3年5月10日公布、同年5月20日施行。)

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供ときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくは、その職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条（略）

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

S2-07 避難誘導等に係る防災上重要施設管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

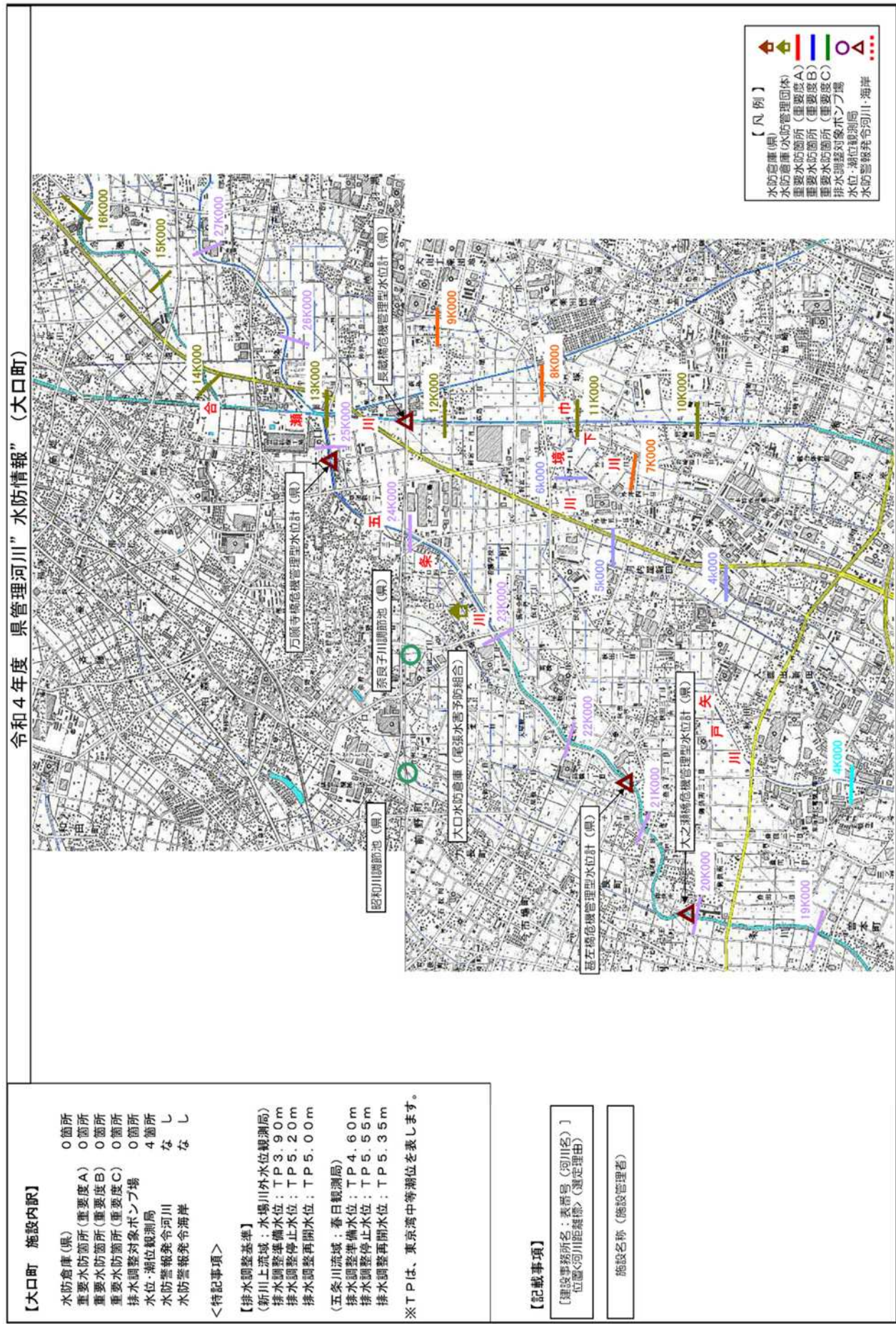
学校	☐ それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、以下の事項を含め、計画を作成する ・避難の場所、経路、時期及び誘導 ・指示伝達の方法等
学校・教育行政機関	☐ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、以下の事項を含め、計画を作成する ・緊急避難場所及び避難所等の選定 ・保健・衛生 ・給食等の実施方法等
病院	☐ 患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、以下の事項を含め、計画を作成する ・他の医療機関又は避難所の確保 ・移送の方法 ・保健、衛生 ・入院患者に対する実施方法等

S2-08 大口町避難所及び緊急避難場所等

施設名	電話	所在地	災害 対策 本部	避難所			ヘリポート可能場所*2			飛行場外 離着陸場	応急 仮設住宅 候補地	耐震性 貯水槽 (飲料用)
				構造	収容 面積 (㎡)	想定収 容人数	面積 (㎡)	機種別	幅(m)× 長さ(m)			
大口町夜場	95-1111	下小口七丁目155	○	鉄筋 3階								
大口南小学校	95-3216	奈良子三丁目116		○ 鉄筋 2階	501	250	○ 5,562	小型機	80×70			
大口北小学校	95-2034	中小口三丁目258		○ 鉄筋 2階	881	440	○ 14,250	小型機	85×120			
大口西小学校	95-5066	余野六丁目440		○ 鉄筋 2階	368	184	○ 8,832	小型機	60×80			
大口中学校	95-3242	丸一丁目38		○ 鉄筋 2階	780	390	○ 11,400	小型機	100×50			○
大口北保育園	95-3621	中小口二丁目619		○ 木造 1階	197	98						
健康文化センター (ほほえみプラザ)	94-0061	伝右一丁目35		○ 鉄筋 5階	172	85						
中央公民館	95-3155	伝右一丁目47		○ 鉄筋 3階	588	294						
大口北防災センター		城屋敷一丁目308		○ 鉄筋 2階	550	152						
さつきヶ丘防災センター		さつきヶ丘二丁目258		○ 木造 1階	120	60						
町民会館	95-6771	丸二丁目8		○ 鉄筋 2階	242	120						
多世代が集う憩い広場		城屋敷一丁目308										
オヘクマグラウンド (総合運動場)*1	95-3155	下小口六丁目150					○ 17,536	大型機	183×101	○		
わかしやち国体記念公園 (上小口グラウンド)		上小口三丁目181									○	
河北グラウンド		河北三丁目25										
秋山グラウンド		秋山二丁目44番地1									○	
役場南ひろば		下小口七丁目167番地										
合 計				10	4,377	2,185	5			1	2	1

*1 愛知県地域防災計画付属資料 第6輸送・交通関係／1 防災活動拠点 地区防災活動拠点より

*2 愛知県地域防災計画付属資料 第6輸送・交通関係／16 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所／15 県防災ヘリコプター 飛行場外離着陸場より



浸水深

岐阜県 各務原市

説明文

(1) この図は、木曽川水系木曽川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域は、木曽川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により木曽川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域はあくまで目安であり、指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

基本事項等

(1) 作成主体 国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所
木曽川下流河川事務所

(2) 指定年月日 令和2年4月24日

(3) 告示番号 国土交通省中部地方整備局告示第84号

(4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項

(5) 対象となる洪水予報河川
・木曽川水系木曽川(実施区間)
左岸：岐阜県可児市川合字西野2793番217地先から海まで
右岸：岐阜県美濃加茂市川合町1丁目字赤池上351番地先から海まで

(6) 指定の前提となる降雨 木曽川流域の2日間総雨量527mm

凡例

木曽川浸水深

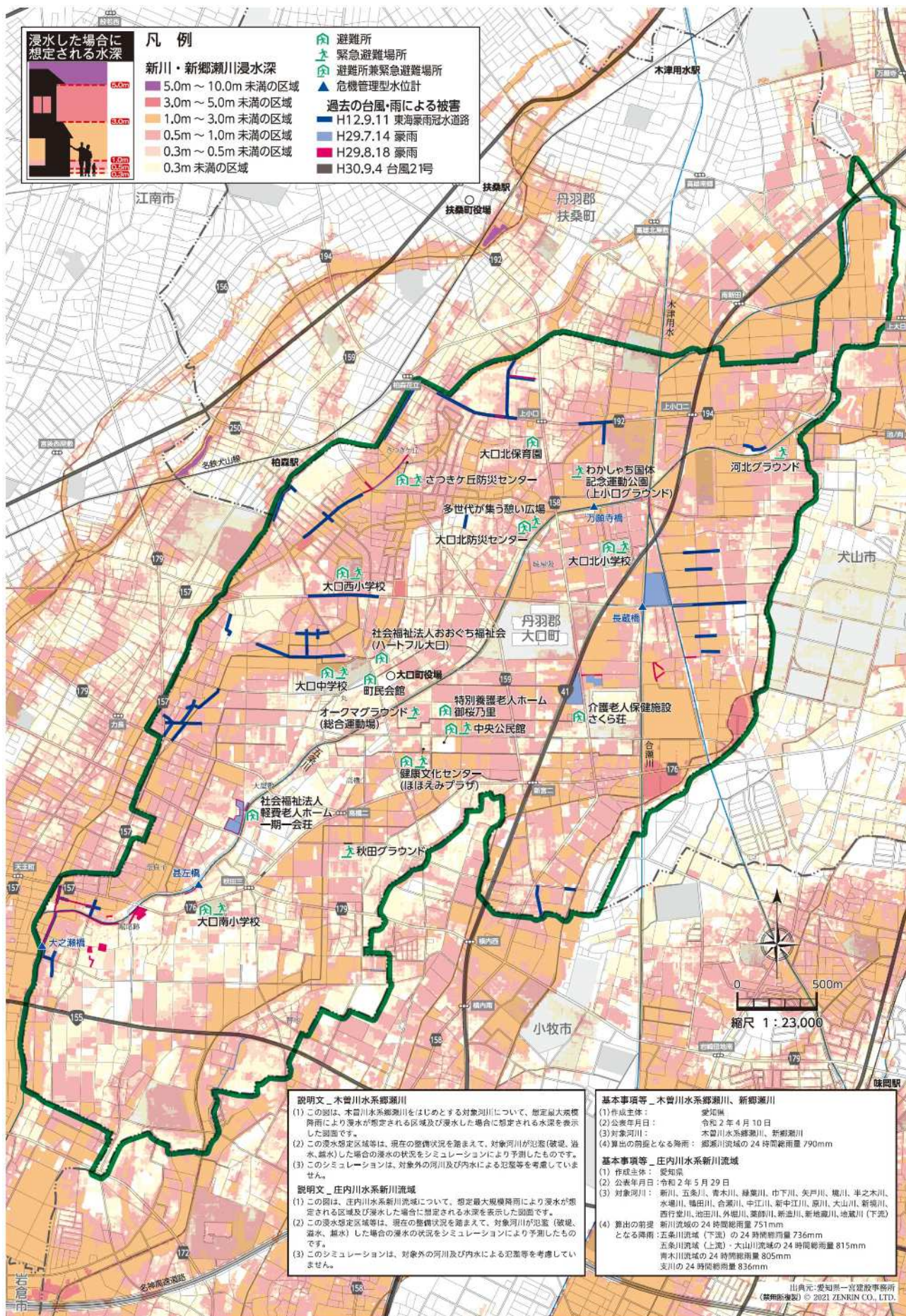
5.0m ~ 10.0m 未満
3.0m ~ 5.0m 未満
0.5m ~ 3.0m 未満
0.5m 未満

浸水した場合に想定される水深

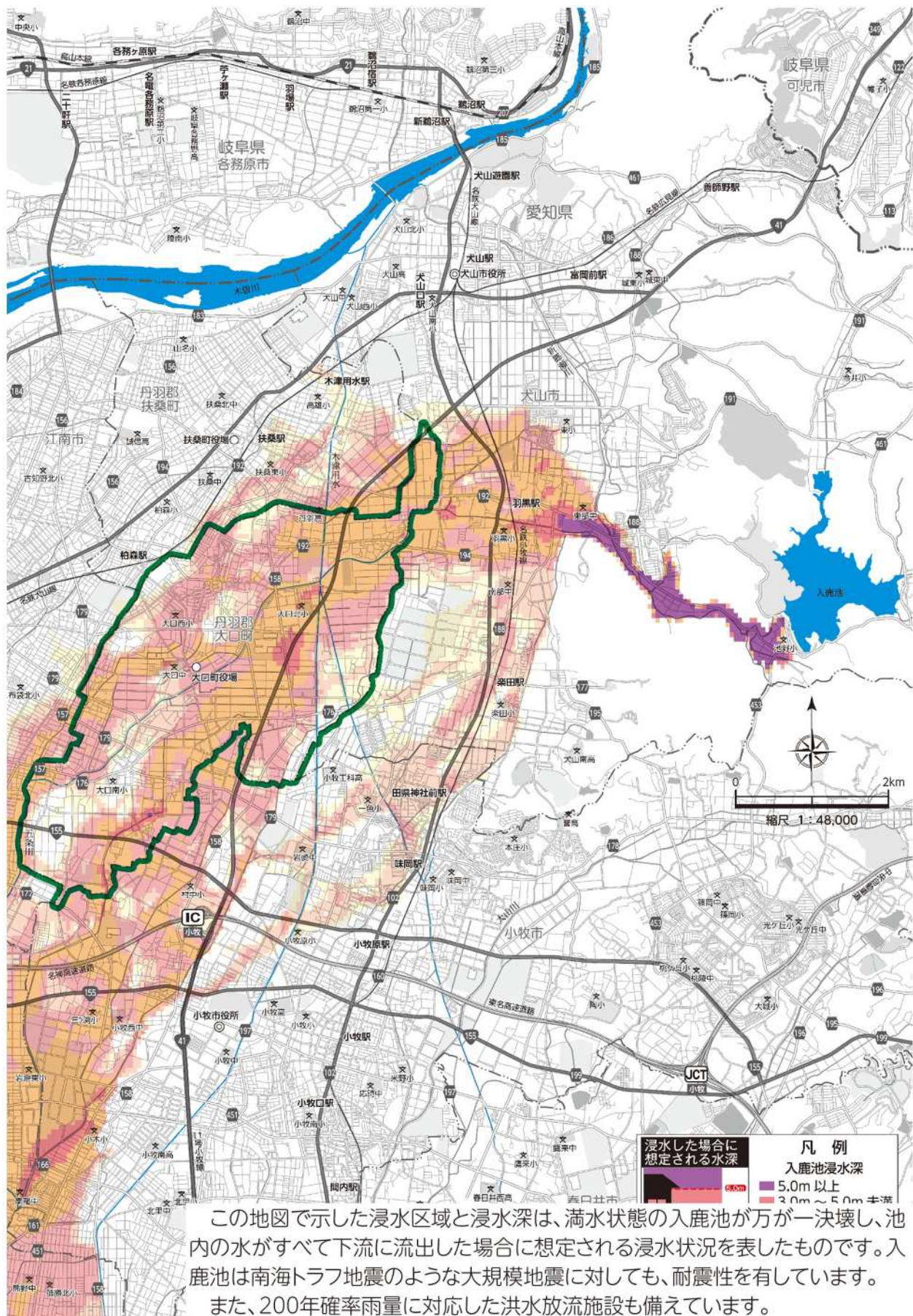
5.0m
3.0m
0.5m

出典元：木曽川上流河川事務所
(禁無断複製) © 2021 ZENRIN CO., LTD.

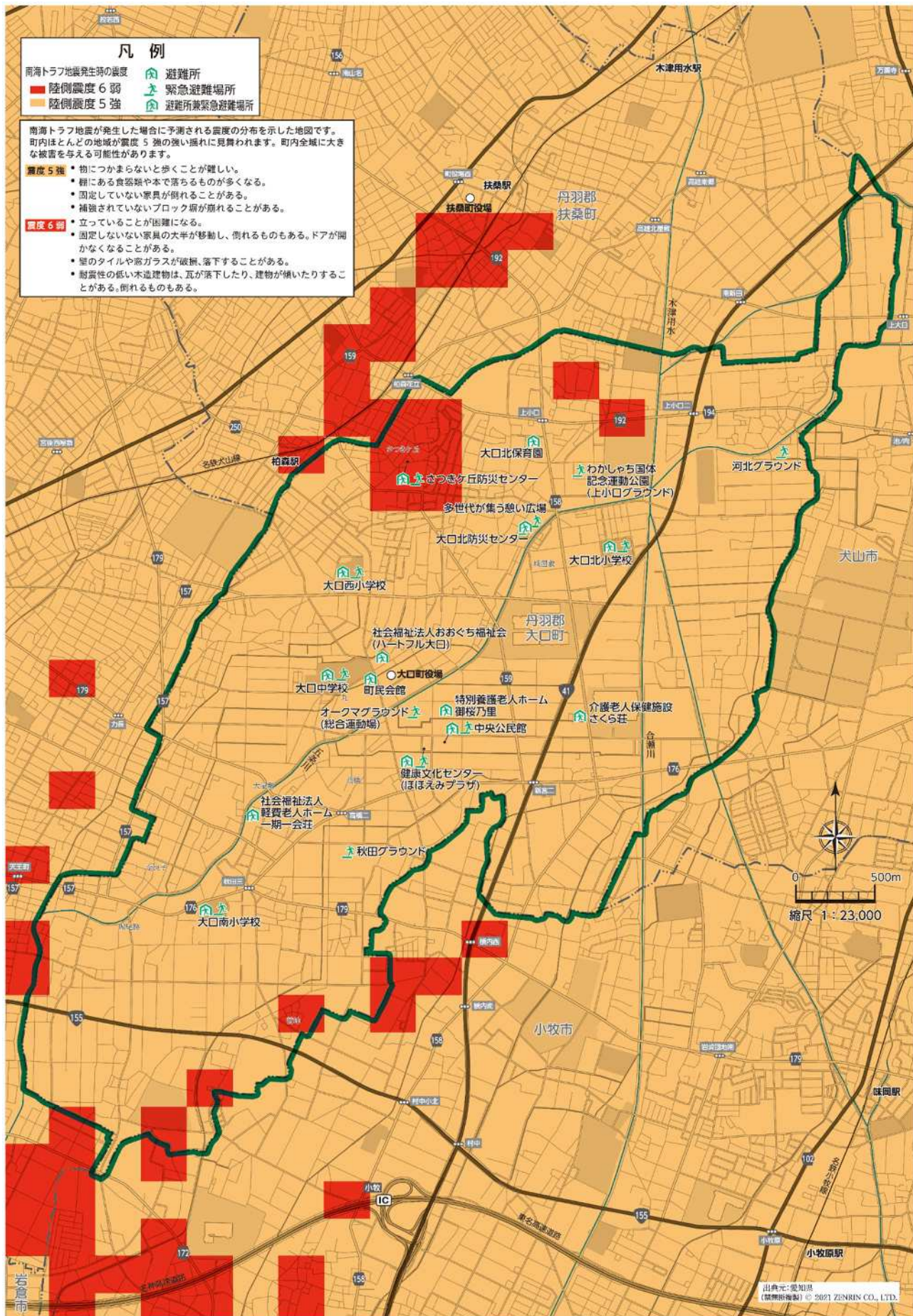
S2-11 被害区域想定（新川・新郷瀬川）



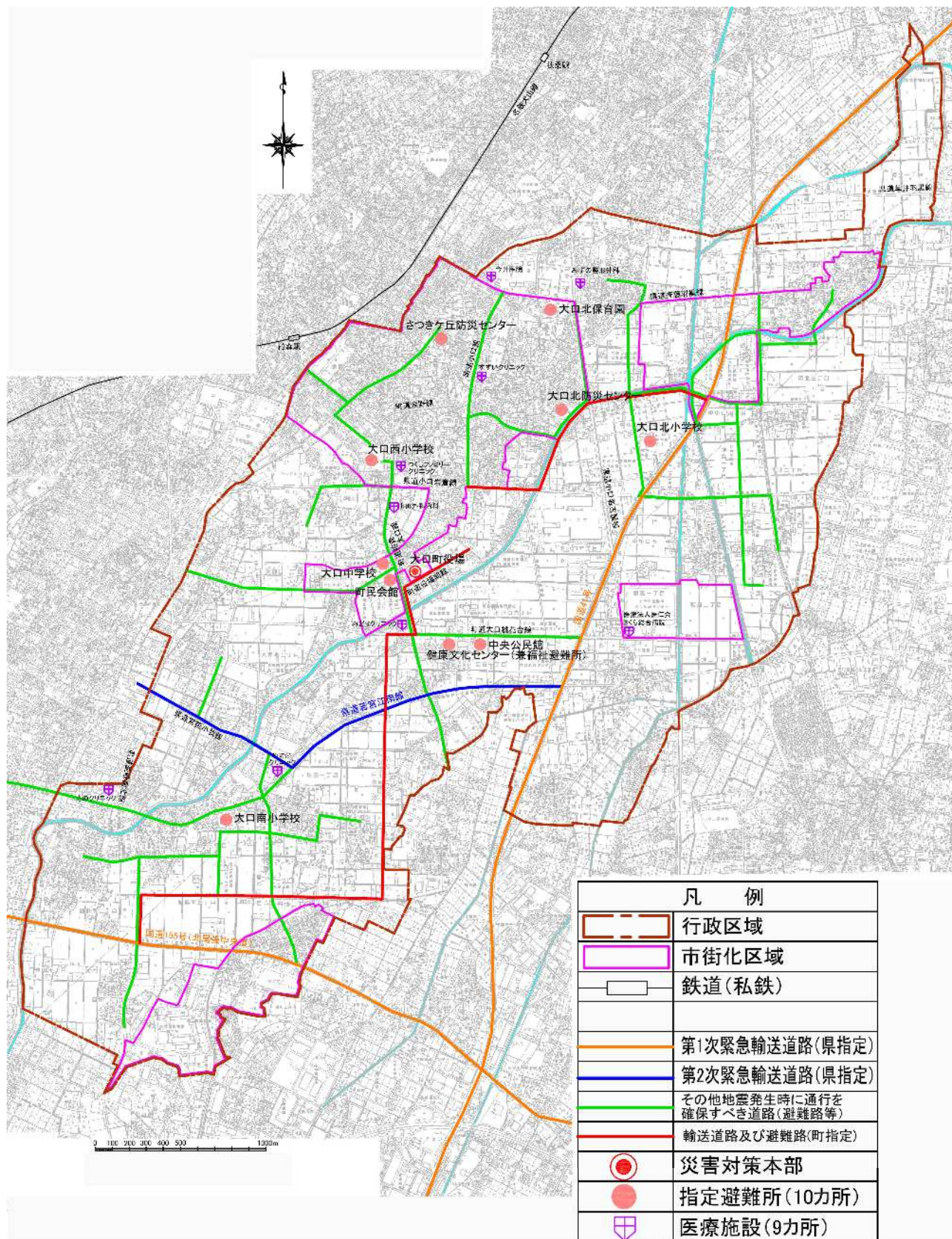
S2-12 被害区域想定（入鹿池）



S2-13 被害区域想定（地震）



S2-14 地震発生時に通行を確保すべき道路



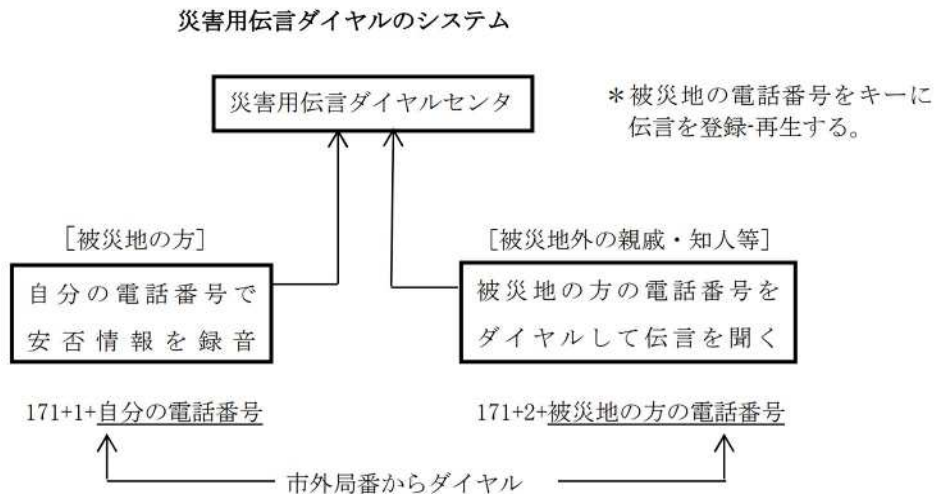
S2-15 ガス事業者の応急復旧体制の整備

- ☐ 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化
- ☐ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化
- ☐ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持
- ☐ 復旧用資機材、飲料水、食料等、以下に示す物品の備蓄又は調達体制の整備
 - ・非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他
- ☐ 教育、訓練の充実
- ☐ 需要家における地震時の処置に関する広報活動の推進
- ☐ 警察、消防、報道機関等との連携の強化
- ☐ 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料、飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備
- ☐ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実
- ☐ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備の推進

S2-16 通信事業者の防災対策

- ☐ 設備の耐震対策
 - ・建物、鉄塔の耐震対策
 - ・通信機器設備の固定、補強等
- ☐ 防火、防水対策
 - ・防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
 - ・防水扉、防潮板の設置
 - ・下水管、ビル内のマンホール、洞道からの浸水防止
 - ・爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底
- ☐ 通信網の整備
 - ・伝送路の多ルート化
 - ・大都市における洞道網の建設促進及び整備
- ☐ 各種災害対策機器の整備
 - ・可搬型無線機の配備
 - ・非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
 - ・舟艇の配備
 - ・防災用資機材の配備
- ☐ 防災に関する訓練
 - ・災害予防及び警報伝達の訓練
 - ・災害時における通信の疎通訓練
 - ・設備の災害応急復旧訓練
 - ・社員の非常呼集の訓練
- ☐ 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
 - ・蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

S2-17 災害時の伝言サービス



災害用伝言ダイヤルは、被災者の安否確認を直接電話で行わず、災害用伝言ダイヤルセンタを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また、震度5強以下の地震ならびにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、テレビ・ラジオ・西日本電信電話株式会社公式ホームページ等を通じて周知する。

項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号	被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話番号（電話番号は市外局番から入力する必要がある）、および携帯電話・PHS・IP電話の電話番号
利用可能電話	加入電話、ISDN※1、公衆電話、ひかり電話※1 および災害時に西日本電信電話株式会社が避難所などに設置する特設公衆電話。また、西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社のほか、携帯電話・PHS等の他社電話サービスからも利用が可能。
伝言登録件数	1 電話番号当たり 1～20 伝言（災害状況により登録可能件数は異なる）
伝言録音時間 ※2	1 伝言あたり 30 秒以内
伝言の保存期間	提供期間終了まで
伝言の消去	運用終了時に自動消去
利用料金	通話料、利用料とも無料 ※3
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

※1 ISDN およびひかり電話でダイヤル式電話機を使っている場合は利用不可。

※2 伝言登録可能件数を超えて伝言する場合は、「登録可能件数を上回っているため、古い伝言に上書きして登録します」というガイダンスが流れ、古い伝言に上書きする。伝言蓄積数や保存期間等は災害の状況により異なる。

※3 西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社以外の他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせ。

S2-18 専用通信確保にあたっての留意点

災害時の情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市町村、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

- ☐ 耐震性の強化
 - ・局舎、装置等について、耐震性の強化に努める
- ☐ 伝送路の強化
 - ・通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する
- ☐ 装置、器材の充実
 - ・予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える
- ☐ 定期的な点検の実施
 - ・常時使用可能とするため、施設、装置の定期的な保守点検を実施する
- ☐ 防災訓練等の実施
 - ・通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める
- ☐ 移動系無線局の配備
 - ・町及び防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用を努めるものとする

S2-19 指定文化財一覽

区分	類別	指定年月日	名称
国指定	工芸	昭 25. 8. 29	刀（無銘伝守利）
県指定	彫刻 工芸 工芸	昭 34. 1. 16 昭 37. 3. 10 昭 44. 6. 23	鑄鉄地藏菩薩立像 狛犬（一對） 銅造千体地藏尊附聖徳太子像
町	史跡 史跡 史跡 史跡 考古 工芸 工芸 彫刻 彫刻 彫刻 考古 考古 考古 考古 考古 史跡 建造物 考古 考古 考古 考古 考古 考古 考古 考古 考古 民俗 考古 考古 考古 考古 考古 天然記念物 考古 考古	昭 35. 6. 8 昭 35. 6. 8 昭 35. 6. 8 昭 35. 6. 8 昭 42. 5. 16 昭 42. 5. 16 昭 42. 5. 16 昭 43. 9. 10 昭 43. 9. 10 昭 43. 9. 10 昭 46. 8. 25 昭 46. 8. 25 昭 48. 10. 5 昭 48. 10. 5 昭 48. 10. 5 昭 48. 10. 5 昭 48. 10. 5 昭 50. 6. 2 昭 50. 6. 2 昭 50. 6. 2 昭 50. 6. 2 昭 50. 6. 2 昭 50. 6. 2 昭 50. 6. 2 昭 51. 3. 10 昭 51. 3. 10 昭 51. 3. 10 昭 51. 3. 10 昭 51. 3. 10 昭 51. 3. 10 昭 51. 8. 10 昭 51. 8. 25 昭 51. 8. 25	白山古墳群 善光寺塚古墳 桜塚古墳 大日塚古墳 乳文鏡 大鈴 鰐口 聖観音坐像 釈迦如来立像 薬師如来坐像 石棒 石棒 北替地遺跡出土の土器 四神二獣鏡 石剣 堀尾氏邸宅跡 徳林寺中門 有舌尖頭器 有舌尖頭器 有舌尖頭器 壺形土器 西山神遺跡出土の石器 湯の花の神事 地藏堂遺跡出土の石器 下林遺跡出土の土器 石棒 大御堂遺跡出土の土器片 清水遺跡出土の土器 磨製石斧 マメナシ いわき塚古墳出土の副葬品 飾把手付坏

区分	類 別	指定年月日	名 称
	考 古	昭 51. 8. 25	白木遺跡出土の土器
	天然記念物	昭 52. 8. 7	山柿
	考 古	昭 52. 8. 7	向江遺跡出土の土器と石斧
	考 古	昭 52. 8. 7	弥生系小型仿製鏡
	彫 刻	昭 54. 2. 26	木仏尊像
	考 古	昭 54. 2. 26	曲玉・管玉
	天然記念物	昭 54. 2. 26	山茶花
	建造物	昭 60. 1. 16	徳林寺山門
	考 古	昭 60. 1. 16	広縁宮廷式土器・無頸脚付土器
	史 跡	昭 60. 1. 31	仁所野遺跡
		昭 60. 12. 14	しょうねん塚古墳
	建造物	平 10. 3. 30	八剱社拝殿
	民 俗	平 17. 4. 26	虫送り
	彫 刻	平 20. 11. 28	獅子狛犬
	彫 刻	平 21. 12. 25	不動明王立像

S2-20 大口町消防団保有消防力

分団名	車両名	登録番号	車名	登録年月日	形式等
秋 田 分 団	積載車	尾張小牧 8 3 0 た 1 1 - 1 9	日産	H22. 3. 23	CBF-SQ2F24
豊 田 分 団	積載車	尾張小牧 8 3 0 さ 2 1 - 1 9	日産	H22. 3. 23	CBF-SQ2F24
大屋敷分団	積載車	尾張小牧 8 3 0 す 3 1 - 1 9	日産	H22. 3. 23	CBF-SQ2F24
外 坪 分 団	積載車	尾張小牧 8 3 0 せ 4 1 - 1 9	日産	H25. 3. 14	CBF-SQ2F24
河 北 分 団	積載車	尾張小牧 8 3 0 せ 5 1 - 1 9	日産	H25. 9. 20	CBF-SQ2F24
余 野 分 団	積載車	尾張小牧 8 3 0 さ 6 1 - 1 9	日産	H25. 3. 14	CBF-SQ2F24
上小口分団	積載車	尾張小牧 8 3 0 さ 7 1 - 1 9	日産	H22. 3. 23	CBF-SQ2F24 改
中小口分団	積載車	尾張小牧 8 3 0 せ 8 1 - 1 9	日産	H25. 9. 20	CBF-SQ2F24
下小口分団	積載車	尾張小牧 8 3 0 さ 9 1 - 1 9	日産	H25. 3. 14	CBF-SQ2F24

S2-21 雨量観測施設、風向・風速観測施設

区 分	設 置 場 所	備 考
雨 量 観 測 所	大口町下小口七丁目 1 5 5 番地 (大口町役場)	愛知県高度通信ネットワーク
	大口町上小口一丁目 6 2 4 番地 (丹羽広域事務組合消防本部)	庄内川系丹羽広域事務組合観測 所
風向・風速観測所	大口町上小口一丁目 6 2 4 番地 (丹羽広域事務組合消防本部)	

S2-22 消防水利設置状況

令和 5 年 4 月 1 日現在

種類	計	管区	個数	うち耐震	
消火栓	185	北管区	36	—	
		中管区	86	—	
		南管区	63	—	
防火水槽 (公設)	115	北管区	27	10	
		中管区	48	26	
		南管区	40	22	うち飲料水兼用耐震水槽 1

防火水槽内訳（公設 115・施設 94）

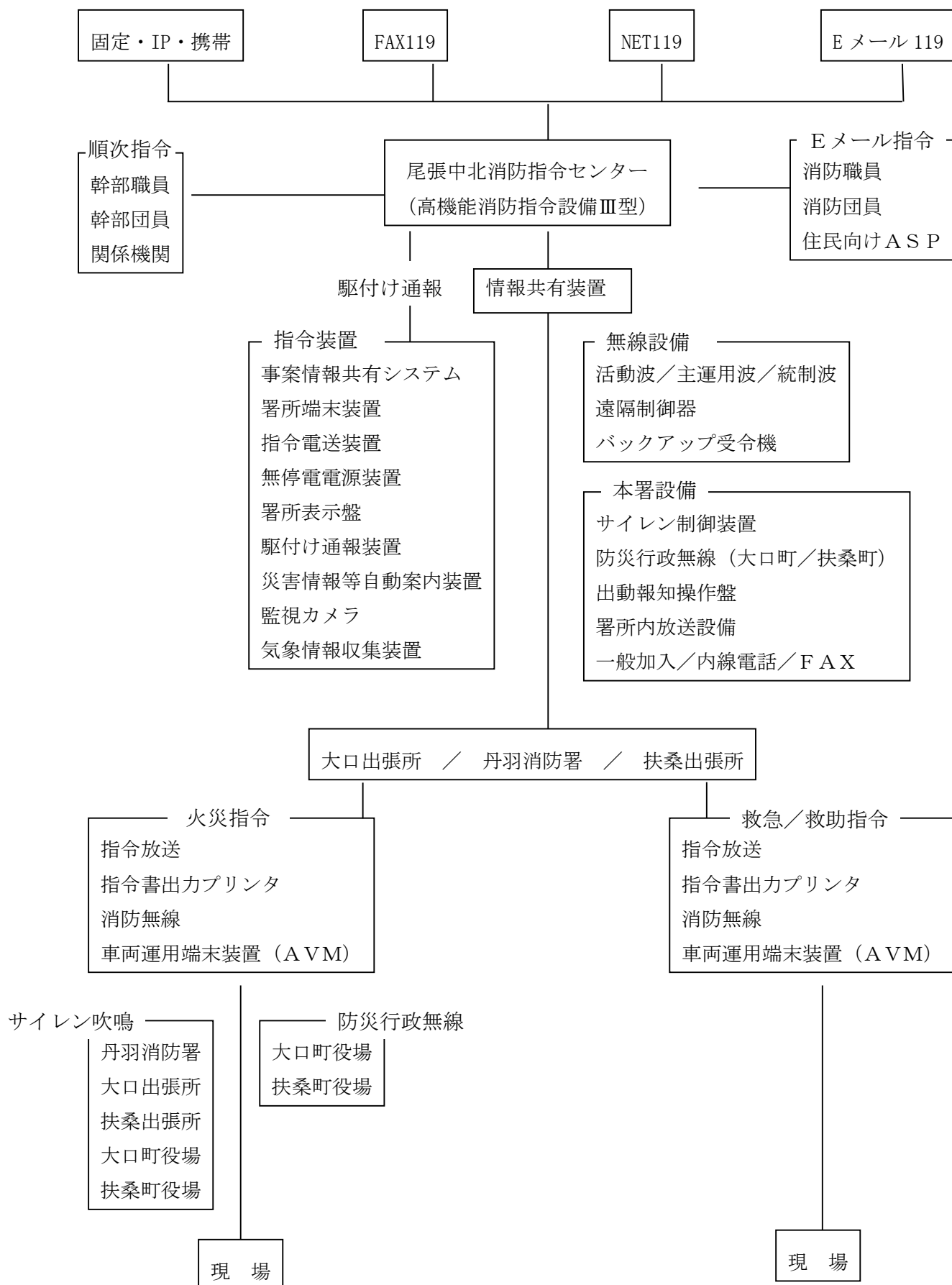
容量 種類	20～40	40～60	60～100	100～	計
一般（私設）	18	58	12	6	94
一般（公設）	1	111		2	114
飲料用兼用				1	1
計	19	169	12	9	209

耐震性貯水槽（飲料用）

設置場所 大口中学校に設置

容 量 1 0 0 m³（一人一日 3 0 として 3 万 3 千人分）

S2-23 丹羽広域事務組合消防本部通信系統図



S2-24 浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

名称	所在地	備考
放課後等デイサービスぽけっと	大口町余野三丁目 30 番地	児童発達支援・ 放課後等デイサービス
発達支援室つくしん房	大口町余野六丁目 468 番地	放課後等デイサービス
発達支援室ふきの塔・さくらん房	大口町余野五丁目 290 番地	児童発達支援
S. I. C. KIDS 大口校	大口町余野五丁目 128 番地	児童発達支援・ 放課後等デイサービス

S3-01 気象等に関する予報警報等の種類と発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村（二次細分区域）ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

【特別警報】

種類	発表基準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報		高潮になると予想される場合
波浪特別警報		高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

1) 雨を要因とする特別警報の指標 大雨特別警報（浸水害）の場合

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

2) 台風等を要因とする値を掲載する場合

（注1）台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地

域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

(注2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

3) 大雪特別警報の50年に一度の積雪深の値を掲載する場合

(注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

(注2) 大雪特別警報は、府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

【警報】

種類	概要
暴風警報	暴風によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

【注意報】

種類	概要
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類	概要
	る。火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
着氷(雪)注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

【大口町 警報・注意報発表基準一覧表】

令和5年6月8日現在

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	五条川流域＝16.4
			複合基準※	五条川流域＝(10, 14.7)
			指定河川洪水予報による基準	木曽川中流〔犬山〕
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	13
			土壌雨量指数基準	140
	洪水		流域雨量指数基準	五条川流域＝13.1
			複合基準※	五条川流域＝(10, 10.5)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 30%、実効湿度 60%	
	なだれ			
	低温		冬期：最低気温－4℃以下	
	霜		晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷(着雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

S3-02 避難情報

1 [警戒レベル5] 緊急安全確保

- ☐ 災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令。
- ☐ ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

2 [警戒レベル4] 避難指示

- ☐ 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難指示を発令する。
- ☐ その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。
- ☐ 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。
- ☐ 夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

3 [警戒レベル3] 高齢者等避難

- ☐ 避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。
- ☐ 必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。
- ☐ 夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

4 対象地域の設定

- ☐ 避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

5 避難情報の伝達

- ☐ 避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

6 事前の情報提供

- ☐ 避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。
- ☐ 特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

S3-03 災害時優先電話一覧

	施設名	電話番号 0587	備考
1	大口町健康文化センター	94-0050	
2	大口町民会館	95-6771	
3	大口南小学校	95-2831	一般非公開
4	大口北小学校	95-2389	一般非公開
5	大口西小学校	95-2178	一般非公開
6	大口中学校	95-6144	一般非公開
7	大口町中央公民館(学校教育課)	95-4446	
8	大口南保育園	95-2714	
9	大口北保育園	95-3621	
10	大口中保育園	95-2862	
11	大口西保育園	95-1700	
12	大口町役場	95-1966 95-5721 (FAX) 090-3482-8052 090-3482-8053	

各児童センターは光電話のため設定不可

S3-04 防災行政用無線局配置表

大口町MC A無線

呼出番号	所 管	呼出番号	所 管
1	本部	2 1	避難所大口中学校
2	情報収集部長	2 2	避難所大口南小学校
3	救出救護部長	2 3	避難所大口北小学校
1 1	情報 1	2 4	避難所大口西小学校
1 2	情報 2	2 5	避難所健康文化センター
1 3	情報 3	2 6	避難所町民会館
1 4	情報 4	2 7	避難所大口北防災センター
1 5	情報 5		

S3-05 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

1 非常通信の通信内容

- ☐ 人命の救助に関するもの。
- ☐ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- ☐ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- ☐ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- ☐ 遭難者保護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間の発受するものを含む。）
- ☐ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- ☐ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- ☐ 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- ☐ 電力施設の修理復旧に関するもの。
- ☐ 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

2 非常通信の発受

- ☐ 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関から依頼に応じ発受する。
- ☐ 無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

3 非常通信の依頼

- ☐ 非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。
- ☐ 依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

S3-06 伝達の対象となる被害と伝達内容

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況(全般)	F3-03-01～03 によること
人、住家被害等	人的被害	F3-03-04 によること
	避難状況・救護所開設状況	F3-03-05 によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等・防砂被害	F3-03-06～07 によること 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

第1報 (様式編 F3-03-01 参照)

災害発生直後の状況 (様式編 F3-03-02 参照)

災害発生状況等(速報・確定) (様式編 F3-03-03 参照)

人的被害 (様式編 F3-03-04 参照)

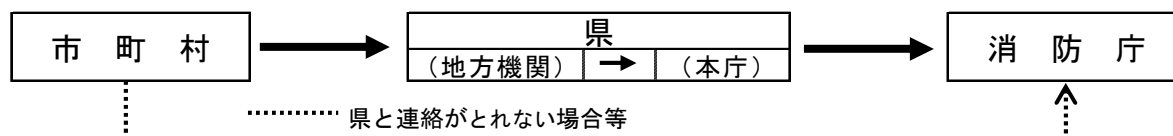
避難状況・救護所開設状況 (様式編 F3-03-05 参照)

公共施設被害 (様式編 F3-03-06 参照)

道路、橋梁その他公共施設の被害状況調査 (様式編 F3-03-07 参照)

※ 被害認定基準 (資料編 S3-22 参照)

S3-07 県及び消防庁への連絡先



【県(本庁)の連絡先】※災害情報センターを開設した場合には、その旨をFAX等で市町村等に周知する。

		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
		本庁舎 2 階 防災安全局内			自治センター6 階 災害情報センター		
勤務時間内	NTT	052－951－3800(災害対策課) 052－951－1382(消防保安課) 052－961－2111(代表) 内 線 2512(災害) 内 線 2512(特殊災害) 内 線 2522(火災) 内 線 2522(危険物) 内 線 2539(救急・救助) 【直通】052－954－6193 (災害、特殊災害) 052－954－6141 (救急・救助) 052－954－6144 (火災、危険物)			052－971－7104(広報部広報班) 052－971－7105(総括部総括班) 052－961－2111(代表) 内 線 5302～5304(総括部総括班) 内 線 5306～5307(総括部渉外班) 内 線 5314～5316(総括部復旧班) 内 線 5308～5310(広報部広報班) 内 線 5311～5312(情報部整理班) 内 線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内 線 5317～5319(情報部方面班) 内 線 5325～5327(情報部調査班) 内 線 5345～5346 (運用部庶務班、財務会計班) 内 線 5323～5324(運用部運用班)		
	NTTFAX	052－954－6912 (2 階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052－954－6922 (6 階災害対策課通信グループ) 052－954－6913 (2 階消防保安課内(救急・救助)) 052－954－6994 (1 階消防保安課内(火災・危険物))			052－971－7106 052－971－7103 052－973－4107		
	防災行政無線	600－2512 (2 階災害対策課内) 600－2512 (災害) 600－2512 (特殊災害) 600－2522 (火災) 600－2522 (危険物) 600－2539 (救急・救助)			600－ 1360～1362 (総括部総括班) 600－ 1363 (総括部渉外班) 600－ 1367 (総括部復旧班) 600－ 1364 (広報部広報班) 600－ 1365 (情報部局・公共機関班) 600－ 1366 (情報部方面班) 600－ 1322 (県警連絡員) 600－ 1324 (自衛隊連絡員)		
	無線 (FAX)	600-1510			600-1514		
	勤務時間外	NTT	052-954-6844(宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
NTTFAX		052-954-6995(宿日直室)			同上		
防災行政無線		600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)			同上		
無線 (FAX)		600-4695(宿日直室)			同上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp (防災安全局災害対策課)					
		sginfo@pref.aichi.lg.jp (防災安全局)					
		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp					
防災 web メール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)					

【消防庁への連絡先】

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9:00～17:00）（消防庁防災課応急対策室）

（NTT 回線） 03-5253-7527	（消防防災無線） 9#-92-xxx（無線専用電話のみ）	（地域衛星通信ネットワーク） 9-048-500-90-43xx （43xxx の下 3 桁は衛星電話番号簿を参照）
03-5253-7537（FAX）	9#-92-9049033 （無線専用 FAX のみ）	9-048-500-90-49033（FAX）

夜間・休日時（消防庁宿直室）

（NTT 回線） 03-5253-7777	（消防防災無線） #-92-90-102 （無線専用電話のみ）	（地域衛星通信ネットワーク） 9-048-500-90-49102
03-5253-7553（FAX）	9#-92-90-49036 （無線専用 FAX のみ）	9-048-500-90-49036（FAX）

S3-8 愛知県災害対策本部尾張方面本部の連絡先

【愛知県災害対策本部尾張方面本部の連絡先】

		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
		愛知県三の丸庁舎 4 階 (尾張県民事務所 防災安全課内)			愛知県三の丸庁舎地下 2 階 (災害対策室内)		
勤務時間内	NTT	[代表] 052-961-7211 [内線] 2432, 2436, 2437(防災) 2434, 2438(消防) 2433, 2435(保安) [直通] 052-961-1474(防災) 052-961-1464(消防) 052-961-1519(保安)			[代表] 052-961-7211 [内線] 2901, 2428 [直通] 052-973-4595		
	NTTFAX	052-951-9106			052-973-4596		
	防災行政無線	602-1101, 2432, 2436, 2437(防災) 602-2434, 2438(消防) 602-2433, 2435(保安)			602-2901(総括班) 602-1101(総務班) 602-1102, 1105, 1106, 2428(情報班) 602-2271, 2313(緊急物資チーム) 602-1107, 2211, 2296(支援班)		
	無線(FAX)	602-1152			602-1150		
勤務時間外	NTT	[代表] 052-961-7211 [直通] 052-961-1474			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-951-9106(別室設置の FAX のため送信時は要連絡)					
	防災行政無線	602-1101, 2432, 2436, 2437					
	無線(FAX)	602-1152(非常配備スペース設置の FAX)					
その他	e-mail	owari@pref.aichi.lg.jp					
	ファイル交換	次のシステムが利用可能 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」					

※ 1 尾張方面本部は、第 2 非常配備（準備強化体制）でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合がある。

2 尾張方面本部（尾張県民事務所）と連絡が取れない場合は、県災害対策本部へ連絡

S3-09 防災活動拠点の区分と要件等

区分		地区防災活動拠点
設置主体		市町村
災害想定の規模		市町村区域内 ・ 林野火災 ・ 局地的な土砂災害等
応援の規模		隣接市町村等
役割		被災市町村内の活動拠点
拠点数		市町村で1箇所程度（対象：大口町総合運動場）
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等

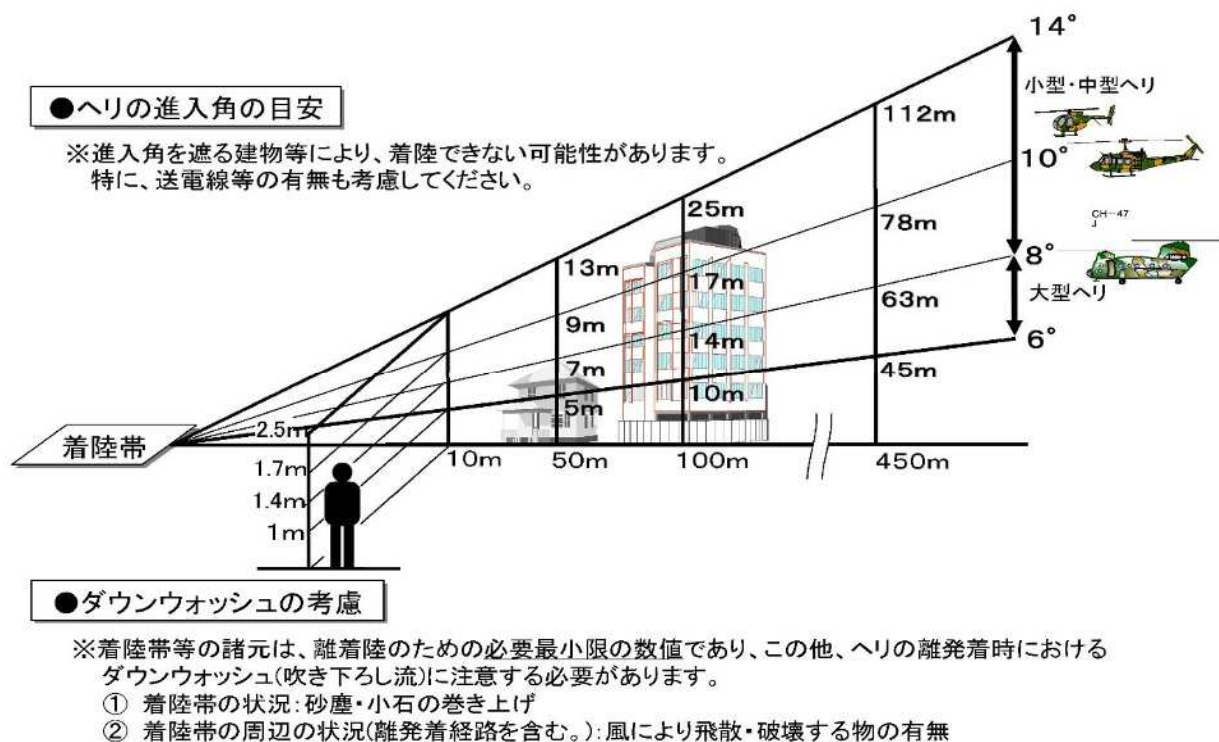
S3-10 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用 救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
地域内 輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村

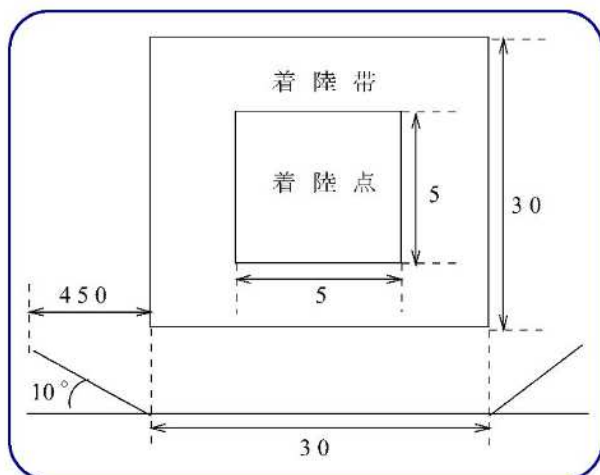
S3-11 自衛隊災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

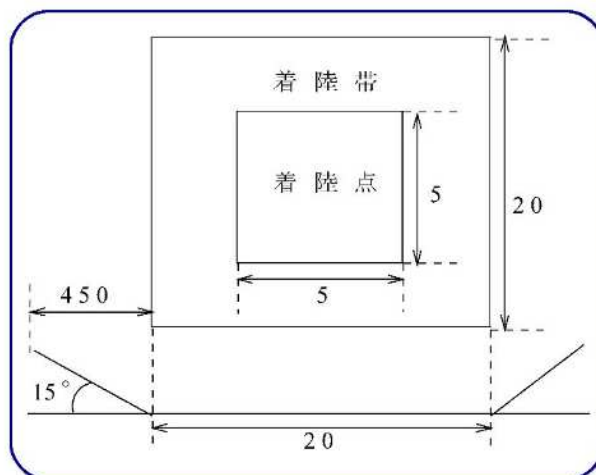
S3-12 着陸帯設定時における留意事項



(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》

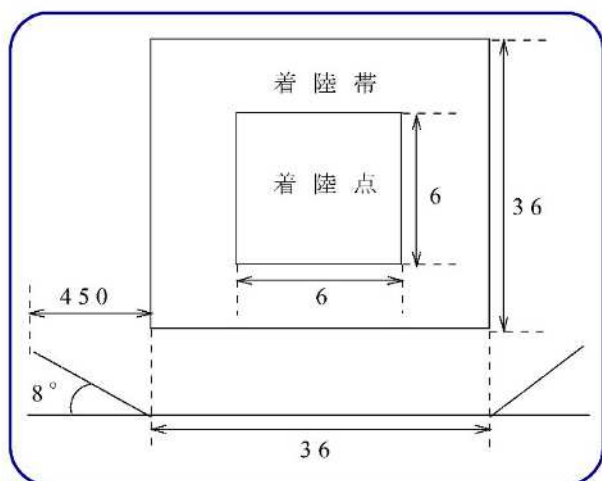


(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》

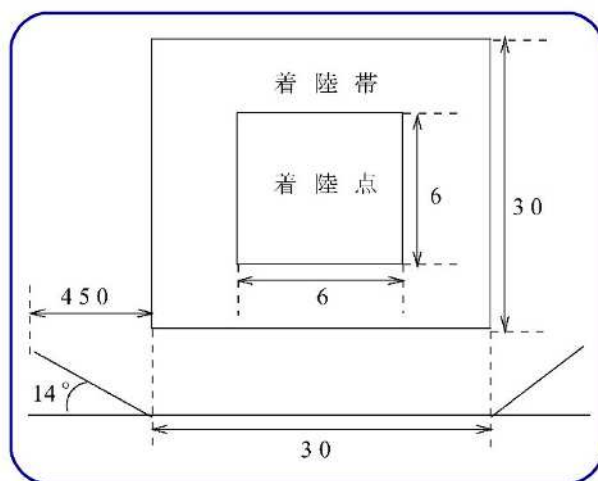


(単位: m)

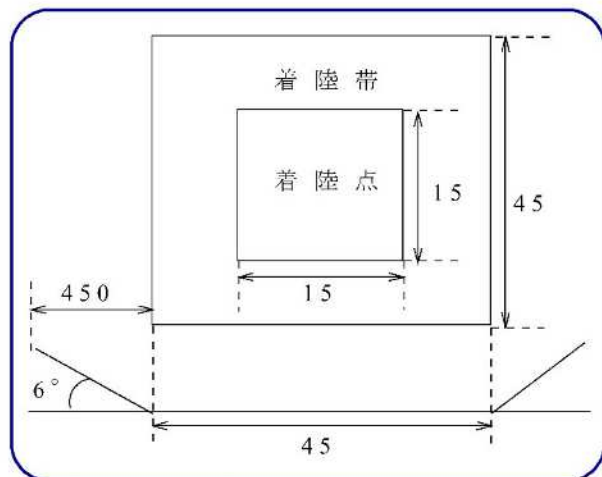
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》



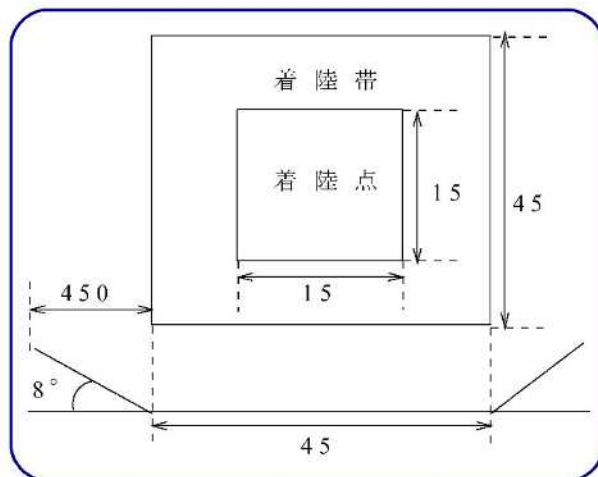
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》



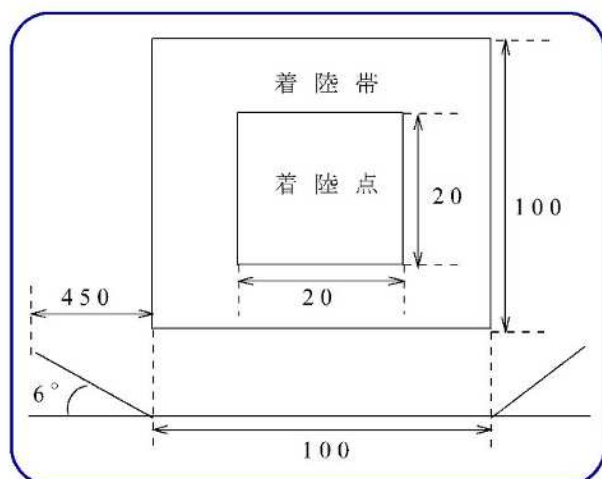
(c-1) 大型機 (UH-60J) の場合《標準》



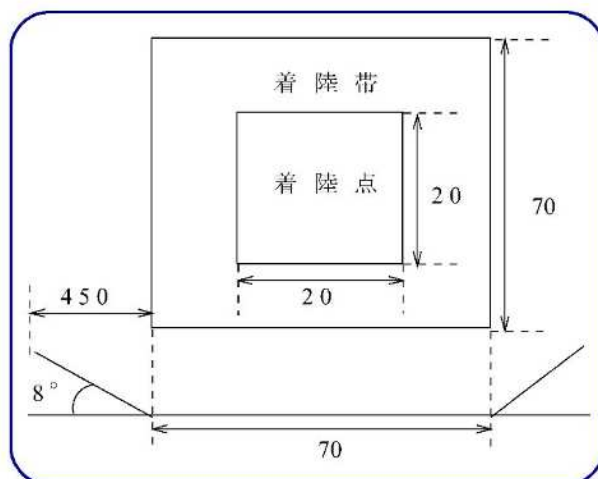
(c-2) 大型機 (UH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機 (CH-47 及び V-107) の場合《標準》

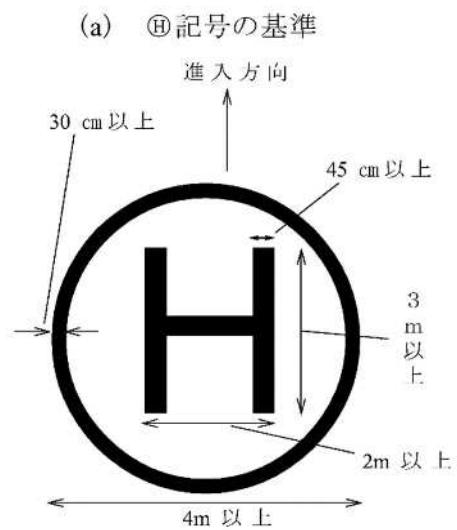


(d-2) 大型機 (CH-47 及び V-107) の場合《応急》



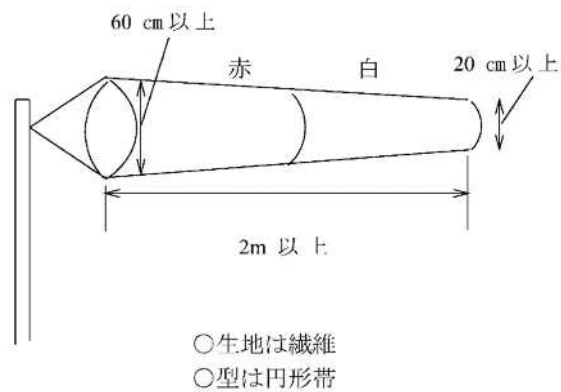
(単位：m)

H記号及び吹き流しの基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

(b) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

S3-13 保有車両

車 名	メーカー	車 番	登録年月日
1号車（アルファード）	トヨタ	尾張小牧 302 の 16-65	H30. 12. 20
2号車（ミライ）	トヨタ	尾張小牧 345 り 70	R3. 1. 7
3号車（エスティマ）	トヨタ	尾張小牧 302 ね 64-67	H30. 9. 7
プリウス（元2号車）	トヨタ	尾張小牧 301 ゆ 20-45	H24. 6. 18
e-NV200（電気）	日産	尾張小牧 100 せ 81-08	H28. 3. 14
プロボックス（銀）	トヨタ	尾張小牧 502 み 46-93	H25. 5. 17
シエンタ（集中）	トヨタ	尾張小牧 503 そ 35-33	H29. 2. 21
ムーヴ（集中）	ダイハツ	尾張小牧 581 く 71-38	H29. 11. 10
プロボックス（青パト）	トヨタ	尾張小牧 502 は 197	H23. 5. 12
ヴィッツ（集中）	トヨタ	尾張小牧 502 は 29-01	H23. 6. 27
消防指揮車アイシス（町民安全）	トヨタ	尾張小牧 800 せ 27-40	H24. 2. 17
カローラフィールダー（集中）	トヨタ	尾張小牧 503 そ 53-98	H29. 3. 22
ミニキャブ2（健文）	三菱	尾張小牧 480 き 86-83	H24. 7. 19
エブリィ2（集中）	スズキ	尾張小牧 480 け 6-54	H26. 5. 30
エブリィバン（集中）	スズキ	尾張小牧 480 け 00-98	H26. 4. 25
ハイゼット青パト	ダイハツ	尾張小牧 480 す 7-61	R2. 10. 22
軽四トラック（集中）	ダイハツ	尾張小牧 480 け 00-94	H26. 4. 25
軽四ハイゼットトラック（環境）	ダイハツ	尾張小牧 480 こ 86	H28. 3. 22
タウンエーストラック（環境）	トヨタ	尾張小牧 400 に 97-16	H28. 4. 20
フォークリフト			
ハイゼット（維持）	ダイハツ	尾張小牧 480 か 41-15	H22. 5. 18
トラック（維持）	トヨタ	尾張小牧 400 な 89-47	H24. 12. 27
ハイゼット（建設）	ダイハツ	尾張小牧 480 か 40-54	H22. 5. 13
アクア（健文）	トヨタ	尾張小牧 502 む 49-29	H25. 10. 16
日赤救護車	トヨタ	尾張小牧 502 み 50-56	H25. 5. 23
ハイゼットカーゴ（健文）	ダイハツ	尾張小牧 480 け 81-64	H27. 10. 29
ミニキャブ（健文）	三菱	尾張小牧 480 く 75-69	H25. 12. 18
ノア（学校教育）	トヨタ	尾張小牧 503 せ 6-05	H28. 5. 30
ハイエースバン（生涯学習）	トヨタ	尾張小牧 400 め 86-40	R1. 5. 17
スクラム（生涯学習）	マツダ	尾張小牧 480 き 8-32	H23. 5. 23
給食センタートラック1号車	トヨタ	尾張小牧 100 さ 95-22	H15. 3. 13
給食センタートラック2号車	トヨタ	尾張小牧 100 さ 95-23	H15. 3. 13

S3-14 水防施設設備

倉 庫 名			大 口	
所 在 地			丹羽郡大口町下小口	
対 象 河 川			五 条 川	
担 当 分 団			大 口	
主 要 機 材	杭木（4～3m）（本）	2 0 0	ポリシート（3.6 m×1.8 m）（枚）	1 8
	杭木（2m）（本）	1 0 0	縄（玉）	5
	杭木（1.5m その他）（本）	2 0 0	PP ロープ（太）（巻）	9
	鋼管杭（1.5m）（本）	3 0	PP ロープ（細）（巻）	6
	鉄杭（1.2m）（本）	2 0 0	鉄線（kg）	8 0
	ビニール袋（枚）	10,000	ビニールパイプ（本）	1 1 0
	ポリシート（5.4m×7.2m）（枚）	2 0	ビニール布（1.5m 巾）（m）	1 0 0
	ポリシート（3.6m×5.4m）（枚）	1 4		
主 要 器 材	たこ槌（丁）	5	かなづち（丁）	2
	掛矢（丁）	1 0	縄通し（本）	6
	シャベル（丁）	4 0	鉄線切り（丁）	2
	鋸（丁）	5	シノ（本）	5
	斧（丁）	5	かけ樋（本）	2
	ペンチ（丁）	4	鉋（丁）	2
	一輪車（台）	2	鎌（丁）	2 0
	足場板（枚）	5	木鋏（丁）	2
	バリケード（A型）（台）	2 0	箕（丁）	5
	カラーコーン（ヘッド・バー）（組）	1 0	つるはし（丁）	3
	救命浮環（個）	1	ハンマー（丁）	5

S3-15 電力事業者の電力施設対策

1 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

2 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

3 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲内に対し、送電遮断の適切な危険防止措置を講ずる。

4 応急復旧活動の実施

(1) 優先的に復旧する設備、施設

ア 電力会社側

(ア) 火力設備

(イ) 超高圧系統に関連する送変電設備

イ 利用者側

(ア) 人命に関わる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

(2) 復旧方法

ア 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

イ 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

(3) 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

5 要員、資機材等の確保

(1) 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

6 広報活動の確保

(1) 利用者に対する広報

ア 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて PR する。

イ 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

(2) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

7 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

8 電源車等の配備（株式会社 J E R A、関西電力株式会社及び電源開発株式会社を除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

S3-16 ガス事業者のガス施設対策

1 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。(震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)

2 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

3 津波からの避難対策

- (1) 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市町村が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

- (2) 津波警報等が発表された場合は、着積中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

4 緊急対応措置の実施

- (1) 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

ア 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

イ 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

- (2) 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

ア 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

イ ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

5 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

6 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- (1) 需要家の閉栓の確認
- (2) 導管の被害箇所の調査及び修理
- (3) 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- (4) 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

7 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道関係を通じて呼びかける。

S3-17 LP ガス事業者のガス施設対策

1 災害対策本部の設置

震度 5 弱以上の地震など災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県 LP ガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

2 情報の収集

県内 5 支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

3 緊急対応措置の実施

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

4 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国 LP ガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

5 応急復旧活動の実施

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

6 広報活動の実施

地震後の LP ガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

S3-18 災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市、(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市(区)町村の人口				住家滅失世帯数	
5,000 人	未満			30	世帯
5,000 人	以上	15,000 人	未満	40	〃
15,000	〃	30,000	〃	50	〃
30,000	〃	50,000	〃	60	〃
50,000	〃	100,000	〃	80	〃
100,000	〃	300,000	〃	100	〃
300,000	〃			150	〃

イ 被災世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき（第2号）。

市(区)町村の人口				住家滅失世帯数	
5,000 人	未満			15	世帯
5,000 人	以上	15,000 人	未満	20	〃
15,000	〃	30,000	〃	25	〃
30,000	〃	50,000	〃	30	〃
50,000	〃	100,000	〃	40	〃
100,000	〃	300,000	〃	50	〃
300,000	〃			75	〃

ウ 被害世帯がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の減失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の減失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の減失した一の世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

【別添 7】令和 5 年度災害救助基準

令和 5 年 6 月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000 円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 20 日以内着工 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

S3-19 応急仮設住宅の建設方法

1 応援協力の要請

町（救助実施市を除く。）は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県及び救助実施市は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。

2 建設用地の確保

町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として町が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

3 応急仮設住宅の建設

（１）建物の規模及び費用

一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

（２）建設の時期

災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

（３）建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市町村（救助実施市を除く。）の長が当該事務を行うことができる。

4 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

S3-20 障害物の除去

1 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

2 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

3 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

4 除去の期間

(1) 災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。

(2) ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

5 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

6 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

7 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

S3-21 被災住宅の応急修理

1 応急修理を受ける者の範囲

- (1) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

2 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

3 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

4 修理の期間

- (1) 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。
- (2) ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

5 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

被害認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1 月以上の治療を要する見込みのもの。 (軽傷) 1 月未満で治療できる見込みのもの。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を 1 世帯として取り扱う。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものであるとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入する
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被 害 区 分		認 定 基 準
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。
	学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育校、高等学校、中等教育校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊 道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠水 道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		(通行不能) 道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤 堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水 堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他 破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾漁港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害による通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停

被 害 区 分		認 定 基 準
		止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(第 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路及び港湾とする。
	その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた箇所数とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害をする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

この避難所の共通理解ルールは次のとおりです。

避難する方は、守るよう心がけて下さい。

災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - 委員会は、毎日午前.....時と午後.....時に定例会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - 犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止し、また、避難者に迷惑がかからないようしてください。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。
 - 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - 特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、.....室で対処します。
- 7 消灯は、夜.....時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、夜.....時で終了します。
- 9 電話は、午前.....時から夜.....時まで、受信のみを行います。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言を行います。
 - 公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレの清掃は、朝.....時、午後.....時、午後.....時に、避難者が交替で行うことにします。
 - 清掃時間は、放送を行います。
 - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。
- 12 ゴミは、分別して指定された場所に出して下さい。
- 13 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 14 屋外の避難者で組を編成し、代表を選出して下さい。
- 15 屋外避難者の皆さんも上記のルールを守って下さい。

避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。

※点線部は、任意に設定する。

※避難所設置後、このルールを速やかに掲示する。

避難所運営委員会運営規約（案）

（目的）

第1 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、_____ 避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第2 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 避難者で編成する「(避難者)組」の代表者
- 二 行政担当者
- 三 施設管理者
- 四 避難所で具体的な業務を運営する班の代表者

2 前項の規定にかかわらず、(避難者)組の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

3 委員会で承認されたときは、自治会、町内会などの役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べるができる。

（廃止）

第3 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時を目処とする避難所閉鎖の日に、廃止する。

（任務）

第4 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、毎日、午前_____時と午後_____時に定例会議を行うこととする。

3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班及び必要となる班を設置する。

4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。

（役員）

第5 委員会に、委員の互選による会長1名、副会長_____名を置く。

2 会長は委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

（総務班の業務）

第6 総務班は、主として災害対策本部との連絡、避難所の管理、ボランティアの受入れ、マスコミ対応に関することを行う。

2 総務班は、避難所内の秩序維持に努める。

3 総務班は、避難所の消灯を午後_____時に行う。ただし、体育館などは照明を落とすだけとし、廊下、職員室など管理のために必要な部屋は消灯しない。

4 総務班は、避難者の退所状況などを踏まえ、避難部屋の移動を定期的に行う。

5 総務班は、委員会の事務局を勤める。

（名簿班の業務）

第7 名簿班は、避難者の名簿の作成、管理に関することなどを行う。

2 名簿は、避難者の世帯ごとに作成する。

3 名簿班は、近隣の在宅被災者についても把握に努める。

（食料班の業務）

第8 食料班は、避難所の救援食料の配給に関することを行う。

2 食料班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行う。

3 食料は、(避難者)組ごとに配付する。

4 食料班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料を配給する。

（物資班の業務）

第9 物資班は、避難所の物資の配給に関することを行う。

2 物資班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行うこととし、特別なニーズがある物資についてなど特別な要望については個別に対処する。

3 物資班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく物資を配給する。

4 物資班は、不要な救援物資が到着した時は、受領を拒否する。

(救護班の業務)

- 第10 救護班は、高齢者、障がい者など特別なニーズのある被災者への支援を行う。
2 救護班は、避難所内の子どもの保育、活動の支援を行う。

(衛生班の業務)

- 第11 衛生班は、トイレ、ごみ、防疫、ペットに関することなどを行う。
2 衛生班は、毎日、午前.....時、午後.....時及び午後.....時にトイレを清掃する。
3 犬、猫など動物類は、室内以外の別の場所で管理していただく。

(連絡・広報班の業務)

- 第12 連絡・広報班は、電話の問い合わせや避難者の呼び出しに関することなどを行う。
2 連絡・広報班は、午前.....時から午後.....時まで電話の受信を行い、伝言を聞く。
3 連絡・広報班は、午後.....時まで、放送で電話のあった方の呼び出しを行い、伝言をする。
4 連絡・広報班は、災害対策本部などと連携して、生活情報を広報する。
5 連絡・広報班は、委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(屋外班の業務)

- 第13 屋外班は、屋外避難者の支援を行う。

(誘導班の業務)

- 第14 誘導班は、避難所周辺の交通整理を行う。

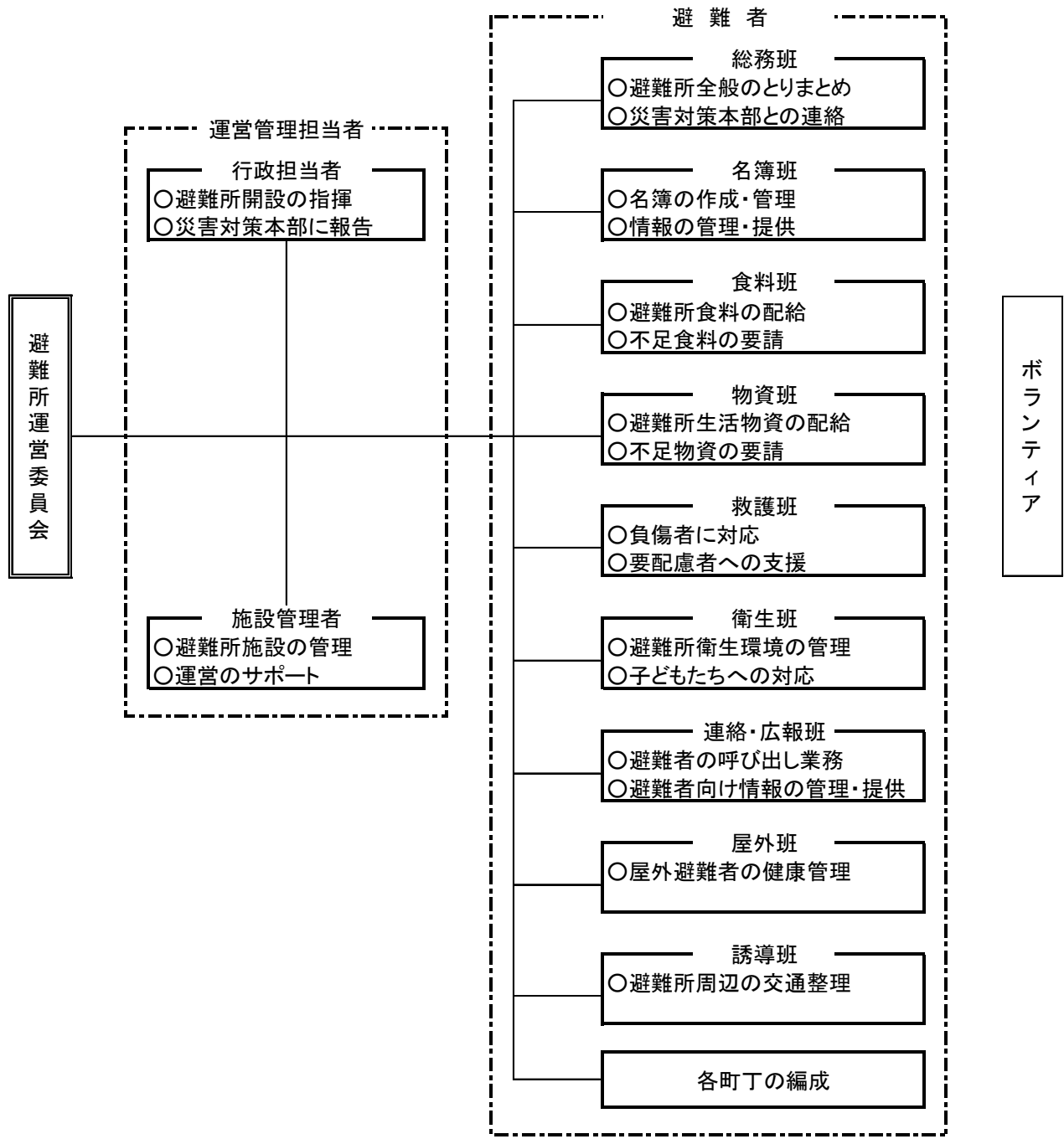
(その他)

- 第15 この規約にないことは、そのつど、委員会で協議して決める。

付 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

S5-03 避難所運営委員会系統図



※各班は、班長、副班長を始め、3～5人程度とする。

※委員会には、各班より1名（班長もしくは副班長）が出席する。

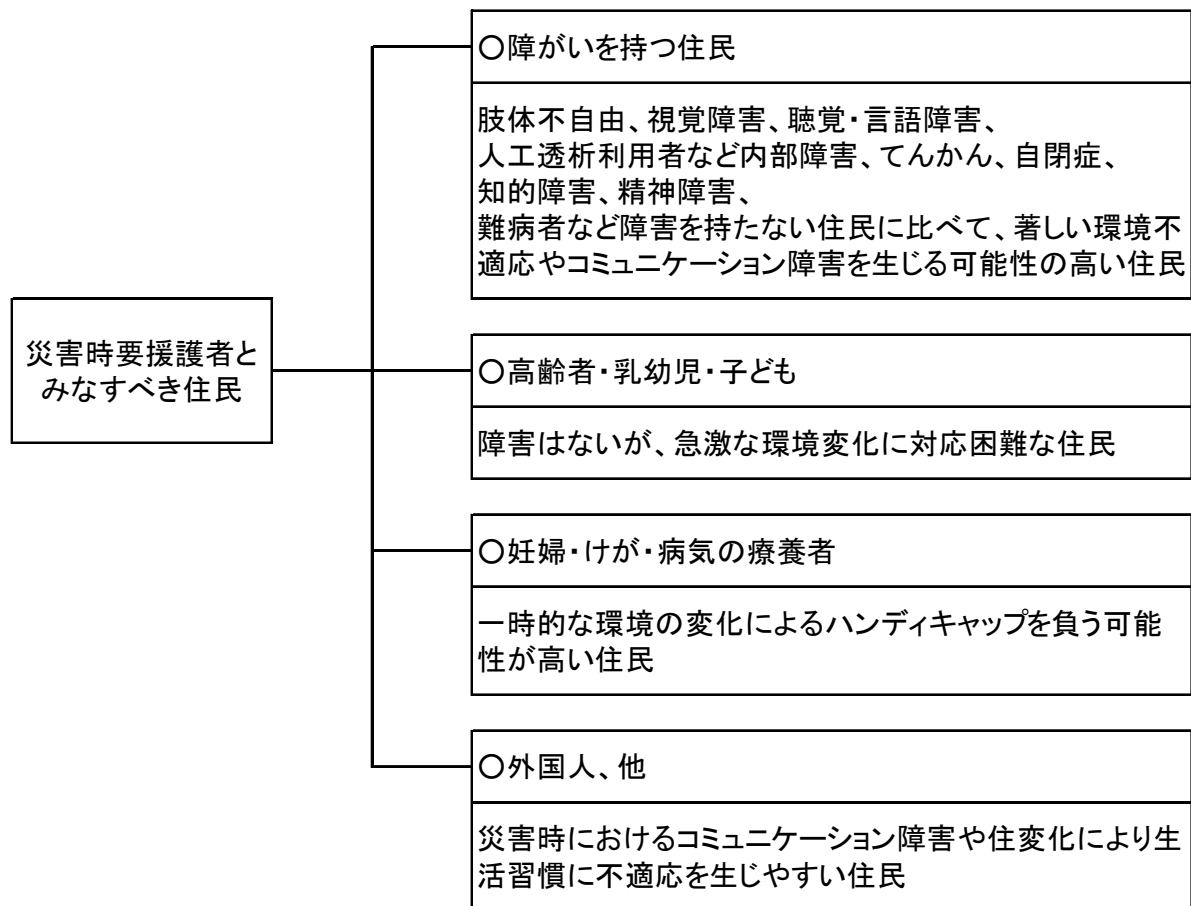
※組の代表が多数の場合は、部屋ごと、階ごとなどに応じて互選により委員会に出席する。

S5-04 ボランティア活動時の持参品と注意事項

- 動きやすい服装 帽子・ジャンパー、底の厚い靴、軍手、防塵マスク
- 懐中電灯、雨具（カッパ）、携帯ラジオ
- 飲料水、弁当、ゴミ持ち帰り用袋
- タオル、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、テープなど）、ティッシュ、保険証のコピー、テレホンカード、小銭、地図、筆記用具、メモ帳
- * 災害の種類・気候により、必要なものを修正する。
- * 食事や宿泊場所は、提供できないことを伝える。
- * ボランティア保険に加入の上、活動に参加していただく。

S5-05 避難者への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文（案）

- ① 物資・食料・水などは公平に分配します。
- ② 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず高齢者・障がい者、子ども、大人の順に配分します。
- ③ 物資の配布は、各（避難者）組の代表の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにして下さい。
- ④ 物資などの配布は、原則毎日.....時頃に、場所は.....で物資班が配布するので、秩序を持って物資班の指示に従い受け取ってください。
- ⑤ 配布する物資などの内容、数量は、その都度構内放送などで避難者へ伝達します。
- ⑥ 各自必要な物資などは、避難所運営組織本部の物資窓口に申し込んでください。在庫がある物はそ
の場でお渡します。在庫に無い物は本部へ要請しますので、入ったかどうか各自で窓口を確認しに
来てください。



S5-07 災害時要援護者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目

(資料：全日本自治体団体労働組合)

区分	避難行動などの特徴と主な配慮事項
①肢体不自由者 寝たきり高齢者	移動の困難性があり、災害の認知が遅れる可能性がある。 介助者との対応が困難になるおそれがあり、見知らぬ介護者へのストレス、福祉機器、補助具がない場合には移動なども大きな制約があり、室内外への移動空間、トイレ、入浴設備などに物的配慮が必要である。介助者や家族との共同避難が遅れやすいので家族や介助者の避難も制約される。
②視覚障がい者	単独での移動が概ね困難であり、避難時の移動は極端に制約される。災害の覚知が遅れやすく、災害状況の把握が難しいため、危険からの回避が遅れやすい。災害時には聴覚からの情報収集が不可欠で日常的な生活空間でも自力避難は困難である。
③聴覚・言語障がい者	災害時の情報入手が困難で、災害の覚知が遅れやすい。視覚的情報が避難の際に重要となる。避難空間でのコミュニケーション支援が不可欠で危険からの回避が遅れやすい。
④内部障がい者・難病者	避難時に常用薬が欠かせない。避難行動が遅れやすく、自力避難や移動が困難な場合もあり避難環境の整備が重要である。
⑤精神障がい者	災害ショックや環境変化に留意。避難時に常用薬が欠かせない。周囲との適切なコミュニケーションが不可欠で、避難所の設備・環境にも配慮が必要である。
⑥てんかん	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化による発作に留意する必要がある。室内環境にも配慮する。
⑦自閉症・知的障がい者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠となる。介助者を含め避難が規制されやすく、避難所の設備・環境にも配慮する必要がある。
⑧乳幼児・子ども・妊婦 ・けが・病気の傷病者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮。適切な介助者が不可欠で、介助者を含め避難が制約されやすい。避難所の設備・環境にも配慮が必要である。特に、妊婦は避難中の産気に注意。
⑨単身高齢者	避難や移動の困難性があり、適切な状況把握が困難である。 災害ショックや環境変化によるストレスに配慮する。介助者を必要とする場合があり避難所の設備・環境にも配慮を要する。
⑩外国人・旅行者など	適切な状況把握が困難で、緊急時への連絡、情報伝達方法を明確にする必要がある。多様な言語を活用した避難マニュアルの作成。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮すべきである。

避難所生活での健康管理について

1 水分をしっかりととりましょう。

- 脱水症状の予防などには、十分な水分の補給が必要です。
- トイレに行かなくても済むように、水分をとらないでいることは危険です。
- 水分は、アルコールやコーヒー以外のものでとりましょう。(飲む以上に尿を出すことがあります。)



2 夜間の十分な睡眠・休息をこころがけましょう。

- なかなか眠ることができないときは、体だけでも休めましょう。
- 不眠で困っている方は、巡回の保健師等に相談してください。

3 手洗い・うがいをこまめに行い、マスクを着用しましょう。

- 多くの人が出入りする避難所では、かぜがはやりやすかったり、のどや肺への負担が大きくなりがちです。



4 慢性疾患などの薬を飲んでいる方は、薬がなくなる前に、医療機関に受診するか、巡回の保健師に相談してください。

- 薬がきれると体調が悪化する可能性があります。
- 薬を調達するのに、時間がかかることも考慮しましょう。



5 意識して体を動かすようにしましょう。

- 避難所生活では、普段よりじっとしていることが多く、体を動かすことが少なくなりがちです。
- 同じ姿勢をとり続けたり、体を動かすことが少なくなると、筋力が低下したり、関節が硬くなってしまふことがあります。

健康に関する相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。

() で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

腰痛の予防をしましょう！

- 避難所などの慣れない場所での生活で、筋力が低下したり、姿勢が悪かったりすると、背骨に余分な負担がかかり腰痛がでることがあります。
- ストレッチングや筋力トレーニングで腰痛予防をしましょう。
- 足のももの裏のストレッチ



またを開き、片方の足を曲げ、上体を徐々に倒し、片方の足のももの裏を伸ばします。

反動はつけず、ゆっくり伸ばしましょう。息はとめずに、自然に呼吸しましょう。

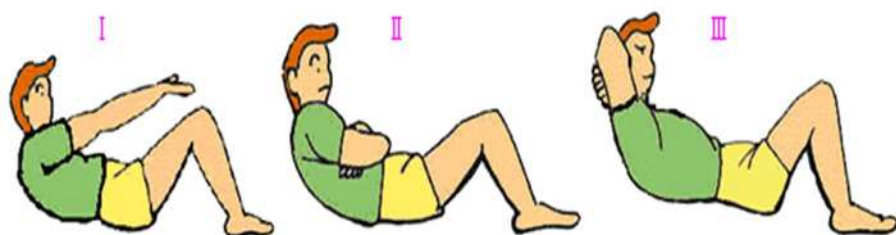
● 全身のストレッチ



● 背中・腰・おしりのストレッチ



● 腹筋運動・背筋運動



筋力に応じて両腕の位置をⅠ、Ⅱ、Ⅲと変えましょう。



無理のない範囲で行いましょう。

参考：あいち健康プラザ「腰痛のためのストレッチング」

不活発な生活による機能低下を予防しましょう

避難所生活の長期化により、運動量が減少することで、筋肉の衰えや腰痛、内臓などの全身の機能が低下してしまうことがあります。これは、高齢者の方に発生することが多く、症状が進むと歩けなくなったり、寝たきりに近い状態になってしまうこともあります。

予防するには、積極的に歩くこと、軽い体操、ストレッチなどからだをこまめに動かすことが大切です。

－ストレッチを行いましょう！－無理せず、マイペースで。

◆1つの姿勢を10～20秒持続しましょう。◆反動をつけず、ゆっくり伸ばしましょう。

◆息を止めず、自然に呼吸しましょう。

●ステップ1(11種目)

参考：あいち健康プラザ「基本ストレッチングプログラム」



●ステップ2(14種目) ステップ1の途中に以下の3種目を入れて行います。



被災した子どもさんのご近所の方へ

災害後、あなたの近くにこんなお子さんはいませんか？

- ・表情が少なく、ぼーっとしていることが多い。
- ・話をしなくなったり、必要以上におびえている。
- ・突然興奮したり、パニック状態になる。
- ・突然人が変わったようになり、現実でないことを言い出す。
- ・そわそわして落ち着きがなくなり、少しの刺激でも過敏に強く反応する。
- ・いらいらいしていて暴れたりする。
- ・吐き気や腹痛、めまい、息苦しさ、頭痛、頻尿、おねしょ、眠れない、からだの一部が動かない、などの症状を強く訴える。
- ・今まで、言うことを聞いていたのに反抗をする。または、逆に、急に素直になってしまった。

これらの症状は、非常に強い恐怖の体験を受けて、心が混乱したせいで起こることがあります。これを「急性ストレス障害」、長期化すれば「心的外傷後ストレス障害」といいます。

★こういう場合には、子どもたちに次のように接してください。

まずは、安全・安心を感じること、そしてよく眠れることが大切です。

- ① 「もう大丈夫」「ここは安全だよ」と伝える。
- ② みんな集まっているから、安心していいことを告げる。
- ③ こういう事件が起こってしまったことは、「あなたのせいではないこと」「誰も悪くないこと」を告げる。
- ④ 自分の身におきた恐怖の体験について、自分から話し出した時は、無理にやめさせようとせず、その事実や怖さに耳を傾けてあげてください。
(※ただし ①軽度の場合で、②子どもに表現する気持ちがあり、③被災時の気持ちを共感できる雰囲気や、体験を共有しうる場合に限りです)

こういった対応は、少なくとも2・3カ月間から半年間、また必要に応じてそれ以降も絶えず繰り返して下さい。なお、このような大人の態度は、災害時でなくとも子育てには望ましい態度です。

■このリーフレットは、日本小児精神医学研究会により、地震の際に配布されたものです。
お問い合わせ先

http://homepage2.nifty.com/jspp/jspp_website/JSPP_zai_hai_yong_gong_youfairu.html

災害後、お子さんに次のような症状はありませんか？

- ・表情が少なく、ぼーっとしていることが多い。
- ・話をしなくなったり、必要以上におびえている。
- ・突然興奮したり、パニック状態になる。
- ・突然人が変わったようになり、現実にはないことを言い出す。
- ・そわそわして落ち着きがなくなり、少しの刺激でも過敏に強く反応する。
- ・いらいらいしていて暴れたりする。
- ・吐き気や腹痛、めまい、息苦しさ、頭痛、頻尿、おねしょ、眠れない、からだの一部が動かない、などの症状を強く訴える。
- ・今まで、言うことを聞いていたのに反抗をする。または、逆に、急に素直になってしまった。

これらの症状は、非常に強い恐怖の体験を受けて、心が混乱したせいで起こることがあります。これを「急性ストレス障害」、長期化すれば「心的外傷後ストレス障害」といいます。

★こういう場合には、子どもたちに次のように接してください。

まずは、安全・安心を感じること、そしてよく眠れることが大切です。

- ① 家族が集まったから「もう大丈夫」「ここは安全だよ」「守ってあげるからね」と伝える。
- ② みんな集まっているから、安心していいことを告げる。
- ③ 「心配なことがあったら無理しないで教えてね」と告げる。
- ④ こういう事件が起こってしまったことは、「あなたのせいではない」「誰も悪くない」「〇〇が出来なくても恥ずかしくないよ」と告げる。
- ⑤ 自分の身におきた恐怖の体験について、子どもが自分から話し出した時は、無理にやめさせようとせず、その事実や怖さに耳を傾けてあげてください。
(※ただし ④軽度の場合で、⑥子どもに表現する気持ちがあり、⑦被災時の気持ちを共感できる雰囲気や、体験を共有しうる場合に限りです)
- ⑥ 痛いところがあったら、さすってあげて下さい。
- ⑦ お子さんを1人にせず、できればスキンシップを心がけてください。

こういった対応は、少なくとも2・3カ月間から半年間、また必要に応じてそれ以降も絶えず繰り返して下さい。なお、このような大人の態度は、災害時でなくとも子育てには望ましい態度です。

■このリーフレットは、日本小児精神医学研究会により、地震の際に配布されたものです。
お問い合わせ先：

http://homepage2.nifty.com/jspp/jspp_website/JSPP_zai_hai_yong_gong_youfairu.html

S5-10 避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつなぐか檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットの夜苦情、危害防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、動物救援センターに相談してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営組織（総務班・衛生班）まで届け出てください。

災害対策本部

S5-11 避難所における情報伝達資機材

時期	必要となる主な情報	必要な機材など
初動期	・安否情報 ・医療救護情報 ・被害情報 ・ライフラインなどの復旧情報 ・水・食料など生活物資供給情報 ・葬儀・埋葬に関する情報	・防災無線（電話、FAX） ・電話（衛星電話、携帯電話）FAX ・パソコン通信機材一式、ワープロ ・テレビ、ラジオ ・複写機 ・掲示板 ・情報収集、連絡用自転車・バイク ・非常用電源（発電機、バッテリー）
復旧過程期	・ライフラインなどの復旧情報 ・応急仮設住宅に関する情報 ・生活子ども再建に関する情報 ・の教育に関する情報	・上記機材 ・特設公衆電話 ・特設公衆FAX

エコノミークラス症候群を予防しましょう！

車中やで生活している方は、できるだけ避難所などに移りましょう。やむを得ず車中泊をされる場合は、以下の予防法を実践しましょう。



エコノミークラス症候群とは？

食事や水分を十分とらない状態で、車の中など狭い座席で長い間同じ姿勢をとっていると、血行不良が起こり、足にある静脈に小さな血のかたまりができやすくなります。急に立ち上がって動いた時などに、血のかたまりが足から肺や脳、心臓に飛び、血管を詰まらせ、肺塞栓や脳卒中、心臓発作などを起こす恐れがあります。



どんな症状なの？

片側の足の痛み・赤くなる・むくみ・胸の痛み・呼吸困難などの症状がおこります。

この症状は中年以上の方や肥満体質の方に出やすいといわれています。

異常に気づいたら早めに医師に相談しましょう。



予防のポイントとは？

●足首などの運動をしましょう！

- ・かかとの上げ下ろし・ふくらはぎを軽く揉む・足の指を開いたり閉じたり
- ・座ったままで足首をまわしたり、足を上下につま先立ちしたりしましょう。
- ・できるだけ歩くように心がけましょう。

●水分を十分にとりましょう！

ただし、ビールなどの酒類やコーヒーの飲みすぎは、飲んだ以上に尿を出すことがあるので、逆効果となることがあります。



- できるだけゆったりした服を着て、からだをしめつけないようにしましょう。
- たばこは、血管を収縮させるので、注意が必要です。できれば禁煙しましょう。

連絡欄

健康に関するご相談など、巡回の保健師等に気軽にご相談ください。

() で保健師が健康相談を実施していますのでご相談ください。

S6-01 用語の定義

用語	解説
放射能	物質が放射線を出す性質又はその強さ。
放射線	電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離するもの。物質（放射性物質）から放出されるエネルギー。
放射性物質	放射線を出す性質のある物質の総称で、我が国の法令では核燃料物質と放射性同位元素に区分されている。
核燃料物質	ウラン、プルトニウム、トリウム等の核分裂の過程において、高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質。
放射性同位元素 (放射性同位体)	同じ元素で質量数（陽子数と中性子数の和）が異なる同位体のうち、放射能を有するもので、ラジオアイソトープ（R I）ともいう。我が国の法令では、核燃料に用いられる放射性同位元素を「核燃料物質」に区分している。
I A E A	International Atomic Energy Agency 国際原子力機関 世界平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献の促進増大や軍事転用されないための保障措置の実施を目的として、1957年に設立された国際機関で、本部はウィーンにある。
I C R P	International Commission on Radiological Protection 国際放射線防護委員会 専門的な立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織。
米国NEI	America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会
S P E E D I (スピーディ)	System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（スピーディネットワークシステム）
P A Z	Precautionary Action Zone 発電用原子炉施設のうち予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5km。
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 発電用原子炉施設のうち緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径30km他。 ※愛知県地域防災計画 原子力災害対策計画 第1編第1章第5節3(2)参照
P P A	Plume Protection Planning Area 放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。
放射性プルーム	気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。
E A L	Emergency Action Level 避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル。 緊急時に想定される原子力施設の状態として定める。 （関連：愛知県地域防災計画 原子力災害対策計画 p15 表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて）
O I L	Operational Intervention Level 主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル。 緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定める。 （関連：愛知県地域防災計画 原子力災害対策計画 p35 表3 OILと防護措置について）
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設の異常事象のことをいう。
軽水炉	減速材に軽水（普通の水）を用いる原子炉で、沸騰水型原子炉（BWR）と加圧

用語	解説
	水型原子炉（PWR）に別れる。 アメリカで開発され、日本で商用稼働している原子力発電所は全て軽水炉。
BWR	Boiling Water Reactor 沸騰水型原子炉 原子炉の冷却水（一次冷却水）を沸騰させてできた蒸気を直接タービンに送り、発電する原子炉。 東京電力や中部電力などの原子力発電所が採用。
PWR	Pressurized Water Reactor 加圧水型原子炉 原子炉内で温度上昇させた高温・高圧の冷却水（一次冷却水）を蒸気発生器に送って、別の冷却水（二次冷却水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。 関西電力や九州電力などの原子力発電所が採用。
FBR	Fast Breeder Reactor 高速増殖炉 発電しながら消費した以上のプルトニウムを生成する原子炉で、冷却材として金属ナトリウムが採用される。
ATR	Advanced Thermal Reactor 新型転換炉 国産の炉形式（重水減速沸騰軽水冷却型（圧力管型））で、燃料集合体を封じ込めた圧力管の中で冷却水（軽水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。
Bq (ベクレル)	放射能の量を表す単位。 1秒間に原子核が壊変（崩壊）する数を表す。
Gy (グレイ)	放射線のある物体に当てた場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。 1kgあたり1J（ジュール）のエネルギーを吸収したときに1Gyとなる。
Sv (シーベルト)	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
cpm	Counts per minute 放射線測定器で1分間に測定された放射線の数を表す単位。
実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。
等価線量	身体各組織・臓器が受ける、生物学的影響を考慮した放射線の量。
安定ヨウ素剤	甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解し、単シロップを適量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。 なお、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があり、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）は劇薬に指定されている。 また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということを意味している。
放射性セシウム	放射性物質の一つで、土壌に吸着しやすい性質を持つ。 セシウム ¹³⁷ の半減期は約30年。セシウム ¹³⁴ は約2年。
放射性ヨウ素	放射性物質の一つで、甲状腺に集まりやすい性質を持つ。 ヨウ素 ¹³¹ の半減期は8日間。
半減期 (物理的半減期)	壊変（放射性崩壊）によって、放射性核種の原子の数が半分に減少するまでの時間（期間）。

S6-02 県外の原子力発電所等の一覧及び位置関係

原子力発電所 又は原子炉施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市 佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			3号機	定期検査中	沸騰水型
			4号機	定期検査中	沸騰水型
			5号機	定期検査中	沸騰水型
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中 (82.6 万 kW)	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中 (118.0 万 Kw)	加圧水型
			4号機	運転中 (118.0 万 kW)	加圧水型
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
			3号機	運転中 (87.0 万 kW)	加圧水型
			4号機	運転中 (87.0 万 Kw)	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力発電 株式会社	福井県敦賀市 明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	福井県敦賀市 白木	-	2018.3.28 廃止措置計画認可・廃止措置中	高速増殖炉
新型転換炉 ふげん		福井県敦賀市 明神町	-	2008.2.12 廃止措置計画認可・廃止措置中	新型転換炉

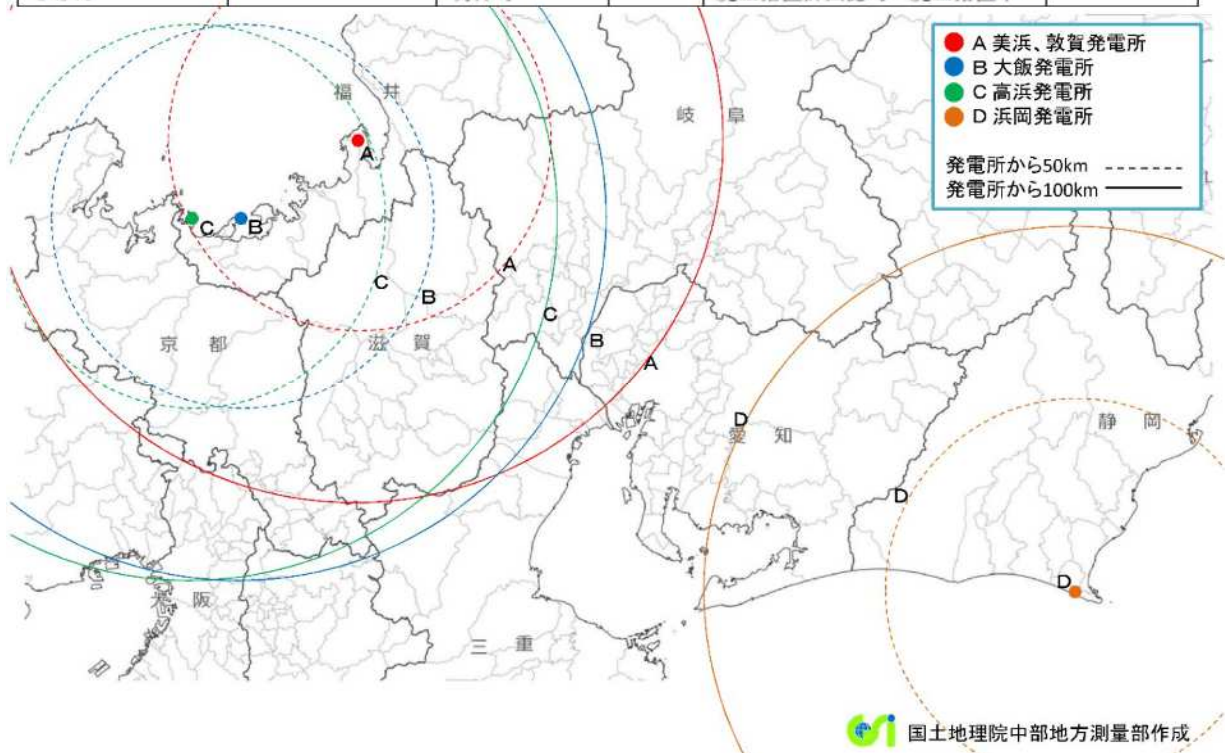


表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 (1/2)

(発電用原子炉3(2)アただし書の場合を除く。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

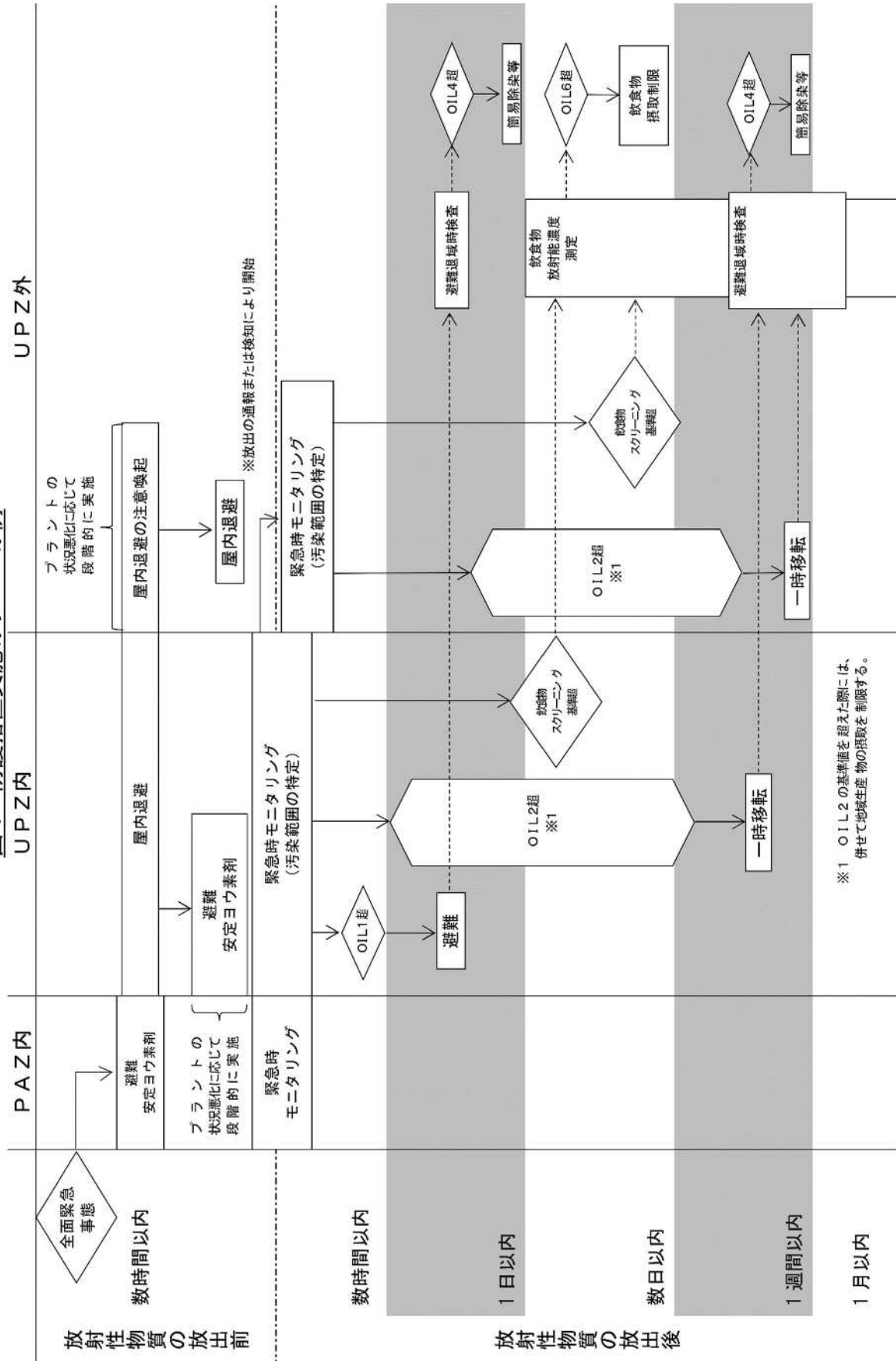
実施主体	実施内容	PAZ (概ね5km)			UPZ (概ね5~20km)			UPZ外(概ね30km~)		
		体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置	体制整備	情報提供	防護措置
原子力事業者	原子力事業者	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの実施
	地方公共団体	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの実施
	国	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・地方公共団体への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの実施	・要員参加 ・情報収集・連絡体制の構築	・緊急時モニタリングの準備	・緊急時モニタリングの実施
原子力事業者	原子力事業者	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施
	地方公共団体	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施
	国	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・地方公共団体への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施
原子力事業者	原子力事業者	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施
	地方公共団体	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施
	国	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・地方公共団体への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施
原子力事業者	原子力事業者	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施
	地方公共団体	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施
	国	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・地方公共団体への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施	・要員追加参加 ・現地追加防護の実施	・緊急時モニタリングの実施	・緊急時モニタリングの実施

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）

（試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設（原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※）並びに発電用原子炉3(2)ア）ただし書の場合に限る。）
 注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

UPZ				UPZ外			
体制整備				※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る			
情報提供				モニタリング			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供				情報提供			
防護措置				防護措置			
モニタリング				モニタリング			
体制整備				体制整備			
情報提供							

図1 防護措置実施のフローの例



S6-05 OIL と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A のG S G - 2 におけるO I L 6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E A では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3 等を設定しているが、我が国では放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

S7-01 主な防災行政無線サイレン（鳴り方）

おもなサイレンの鳴り方は3種類

東海地震警戒宣言発令 地震防災信号	● 45秒吹鳴、15秒休止を9回繰り返す。
風水害、土砂災害時の避難勧告、避難指示 避難信号	● 3秒吹鳴、2秒休止を9回繰り返す。
災害発生による消防団員の招集 出動信号	● 5秒吹鳴、6秒休止を6回繰り返す。

全国瞬時警報システムJ-ALERT（ジェイ・アラート）のサイレンの鳴り方。

有事情報に関する情報 ● 弾道ミサイル情報 ● ゲリラ・特殊部隊情報 ● 航空攻撃情報 ● 大規模テロ情報	● 14秒吹鳴、音声放送を3回繰り返す。
自然災害に関する情報 ● 緊急地震速報 ● 東海地震予知情報 ● 東海地震注意情報	● ビロン ポロン と4回吹鳴、音声放送を3回繰り返す。

J-ALERT（ジェイ・アラート）とは、緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国から情報が送信され、市の防災行政無線を自動起動させることにより、国から住民まで緊急情報を直接かつ瞬時に伝達するシステムです。

S7-02 主要道路

路 線 名	種 別	備 考
国道 4 1 号	国 道（都市計画道路）	第一次緊急輸送道路（県指定）
国道 1 5 5 号	〃	〃
若 宮 江 南 線	県 道	第二次緊急輸送道路（県指定）
宮 後 小 牧 線	〃	〃
小 口 岩 倉 線	〃	
小口名古屋線	〃	
愛 岐 南 北 線	〃	
草 井 羽 黒 線	〃	
斉 藤 羽 黒 線	〃	
犬 山 富 士 線	〃	
柏 森 大 口 線	町 道	
小 口 線	〃	
役 場 前 線	〃	
大口桃花台線	〃	
余 野 線	〃	
豊 田 岩 倉 線	〃	

災害時の協定一覧

No	締結日	協定名	協定者	協定先
1	昭和60年1月18日	航空事故に伴う災害発生時の連絡調整に関する協定書	丹羽消防組合	航空自衛隊岐阜基地司令
2	昭和60年4月25日	航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定書	大口町	航空自衛隊小牧基地司令
3	昭和61年4月10日	プロパンガス災害対策に関する業務協約	丹羽消防組合	社団法人愛知県プロパンガス協会尾張中支部
4	平成8年3月14日	大口町排水設備指定工事店協会災害復旧協力規則	大口町	大口町排水設備指定工事店協会
5	平成8年8月30日	災害時における相互応援に関する協定	大口町	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、扶桑町 (尾張北部広域行政圏)
6	平成10年3月30日	災害支援協力に関する覚書	大口町	扶桑郵便局・大口郵便局・大口南郵便局
7	平成10年3月30日	道路損傷等について情報提供に関する覚書	大口町	扶桑郵便局
8	平成15年4月1日	愛知県内広域消防相互応援協定	丹羽広域事務組合	愛知県域内
9	平成16年7月30日	水道災害相互応援に関する覚書	尾張地区	日本水道協会愛知県支部、愛知県公営企業、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業等
10	平成19年8月24日	災害救助物資の緊急調達等に関する協定	大口町	株式会社 バロー
11	平成19年8月24日	災害救助物資の緊急調達等に関する協定	大口町	株式会社 ヨシヅヤ大口店
12	平成20年3月26日	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	大口町	医療法人 医仁会 介護老人保健施設 さくら荘
13	平成20年9月3日	災害時における物資提供に関する協定	大口町	コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 中京地区本部
14	平成20年9月18日	地域貢献型自動販売機の設置に関する覚書	大口町	コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社 法人営業統括部 法人第一営業部
15	平成21年3月1日	災害時の医療救護に関する協定書	丹羽郡大口町	社団法人 尾北医師会
16	平成22年7月15日	災害時の医療救護に関する協定	大口町	尾北薬剤師会
17	平成23年7月12日	災害時の情報交換に関する協定	大口町	国土交通省中部地方整備局
18	平成24年2月2日	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	大口町	特別擁護老人ホーム 御桜乃里
19	平成24年2月3日	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	大口町	社会福祉法人一期一会福祉会 (軽費老人ホーム一期一会荘)
20	平成24年2月22日	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	大口町	社会福祉法人おおぐち福祉会 (ハートフル大口)

No	締結日	協定名	協定者	協定先
21	平成26年1月1日	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、県内市町村	
22	平成26年7月22日	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	名古屋市近隣市町村	生活協同組合コープあいち
23	平成26年9月1日	防災行政無線用ファクシミリの使用に関する協定書	大口町長	愛知県一宮建設事務所長
24	平成26年10月1日	災害時の歯科医療救護に関する協定書	大口町	一般社団法人 尾北歯科医師会、一般社団法人 尾北歯科医師会大口地区会
25	平成27年4月1日	広告付防災情報等電柱看板に関する協定	大口町	中電興業株式会社一宮営業所・テルウェル西ニホン株式会社東海支社
26	平成27年8月21日	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	丹羽郡大口町	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
27	平成27年8月24日	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	丹羽郡大口町	一般社団法人 愛知県産業資源循環協会
28	平成27年12月1日	LPガス災害対策に関する業務協定書	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽広域事務組合、西春日井広域事務組合の消防本部	愛知県LPガス協会 尾張支部
29	平成28年4月1日	災害時における相互応援に関する協定	大口町	松江市
30	平成28年8月2日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	大口町	株式会社ゼンリン
31	平成28年10月1日	特定接種の接種体制に関する覚書	犬山市、江南市、扶桑町、大口町	一般社団法人尾北医師会
32	平成29年1月20日	災害応急対策に関する協定書	丹羽郡大口町	大口町建設協力会
33	平成29年7月6日	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	大口町	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
34	平成30年3月23日	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	大口町	愛知県行政書士会 尾北支部
35	平成30年3月27日	災害時の放送に関する協定	大口町	中部ケーブルネットワーク株式会社
36	平成30年3月28日	災害時における物資供給に関する協定	大口町	NPO法人コメリ災害対策センター
37	平成30年3月28日	災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定	大口町	愛知県LPガス協会 尾張支部 愛北分会
38	平成30年5月29日	災害における相互応援に関する協定	大口町	小牧市、岩倉市、豊山町、扶桑町(2市3町広域行政研究会)
39	平成30年10月1日	特定公衆電話の設置・利用に関する覚書	大口町	西日本電信電話株式会社 東海支店
40	平成31年1月28日	災害時における機材借用に関する協定	大口町	大口町NPO団体わくわくおおぐち21

No	締結日	協定名	協定者	協定先
41	令和1年5月21日	災害時等における放送に関する協定書	大口町	愛知北エフエム放送株式会社
42	令和1年12月3日	災害時における支援協力に関する協定	大口町	セツツカートン株式会社
43	令和2年1月15日	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	大口町	三協フロンテア株式会社
44	令和2年1月15日	災害時における支援協力に関する協定	大口町	大和エンタープライズ株式会社
45	令和2年5月29日	災害時における家屋被害認定調査業務に関する協定	大口町	公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 公益社団法人 愛知建築士会 愛知県土地家屋調査士会 公益社団法人 愛知県不動産鑑定士協会
46	令和2年7月26日	災害時における防疫活動の協力に関する協定書	大口町	公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
47	令和2年9月14日	災害時における相互連携に関する協定	大口町	中部電力パワーグリッド株式会社
48	令和2年12月4日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	大口町	東明工業株式会社
49	令和2年12月21日	災害時における支援協力に関する覚書	大口町	トヨタ自動車株式会社 サービス パーツ物流部 大口管理課
50	令和3年3月19日	災害時における車両貸出および給電等に関する協定書	大口町	トヨタカローラ愛知株式会社
51	令和3年3月22日	災害時における支援に関する協定書	大口町	株式会社東海理化電機製作所
52	令和3年4月27日	災害時発生時における物資供給に関する協定書	大口町	有限会社レントオール江南
53	令和3年5月25日	災害時における物資供給に関する協定	大口町	株式会社ナフコ
54	令和3年6月25日	行政情報・地域情報等の発信に関する連携協定	大口町	中部ケーブルネットワーク株式会社
55	令和3年7月1日	大口町災害ボランティアセンターの開設運営に関する協定	大口町	社会福祉法人 大口町社会福祉協議会
56	令和4年2月1日	災害時における相互連携に関する協定	大口町	西日本電信電話株式会社東海支店
57	令和4年4月1日	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	大口町	愛知県
58	令和4年7月28日	災害時における物資提供、物資輸送及び施設利用に関する協定	大口町 外坪区	株式会社K's物流
59	令和4年8月25日	災害に係る情報発信等に関する協定	大口町	ヤフー株式会社
60	令和5年9月1日	無人航空機を活用した活動等の連携に関する協定	大口町	株式会社DSA

条例等一覧

名称	制定年月日
大口町防災会議条例	S38. 3. 25
大口町防災会議委員名簿	—
大口町災害対策本部条例	S38. 3. 25
災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	S38. 3. 25
大口町災害弔慰金の支給等に関する条例	S49. 6. 20
大口町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	S59. 9. 21
大口町自主防災組織設置推進要綱	S60. 3. 30
大口町自主防災組織資器材給付要綱	S62. 8. 7
大口町防災行政用無線運営規程	S56. 5. 1
大口町防災行政用無線取扱要綱	S56. 5. 1
大口町防災行政用無線（同報系）戸別受信機貸与に関する要綱	H3. 10. 31
大口町防災行政用無線に係る無線設備の貸与に関する要綱	H26. 3. 7
大口町災害派遣手当等の支給に関する条例	H26. 3. 31
災害対策基本法施行令第 18 条	
災害救助法施行細則（抜粋）	S40. 10. 29
大規模地震対策特別措置法第 24 条	
道路交通法第 5 条、第 6 条	
大規模地震対策特別措置法施行令第 11 条、第 12 条	